

女子差別撤廃条約実施状況

第6回報告

(仮訳)

平成20年4月

女子差別撤廃条約実施状況第6回報告（仮訳）

目次

第1部 総論	1
1. 序論	1
2. 日本における男女共同参画施策の推進状況と女性の現状	2
(1) 男女共同参画施策の推進	2
(2) 人口	2
(3) 教育	3
(4) 就業	4
第2部 各論	5
第2条（差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置）	5
1. 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加すること に対し残っている障害、それら障害を克服するためにとられた措置	5
(1) 男女共同参画基本計画（第2次）の策定	5
(2) 主な法令の制定・改正	6
(3) 地方公共団体における施策	6
(4) 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会	7
2. 差別に対する法的救済手段の有無とその効果	7
(1) 苦情処理等に対する措置	7
(2) 人権侵害に対する支援サービス	8
ア) 法務省の人権擁護機関によるサービスの提供	8
イ) 日本司法支援センターによる支援サービスの提供	8
(3) 司法分野関係者に対する研修	8
3. 女性に対する暴力に関する情報	9
(1) 配偶者からの暴力への取組	9
(2) 女性に対する犯罪の防止（強姦、強制わいせつ、ストーカー）	9
ア) 刑法改正	9
イ) 強姦・強制わいせつ	9
ウ) ストーカー行為等の防止	9
(3) セクシュアル・ハラスメントの防止	10
ア) 職場一般における防止	10
イ) 公務職場における防止	11

ウ) 教育の場における防止.....	11
(4) 性・暴力情報からの青少年の保護.....	12
ア) 青少年育成施策大綱指針、条例の制定.....	12
イ) 違法・有害情報対策.....	12
ウ) 教育分野における取組.....	13
(5) 売買春に対する取組.....	13
(6) 暴力の根絶に向けた活動.....	14
ア) 国内本部機構における検討.....	14
イ) 社会啓発.....	14
ウ) 調査研究.....	14
4. アジア女性基金について.....	15
5. マイノリティ女性について.....	15
6. 女子差別撤廃条約及び同条約の実施状況報告及び委員会の報告書を普及させるための措置.....	16
7. 女子差別撤廃条約選択議定書.....	16
第3条(女子の能力開発・向上の確保).....	16
1. 女性の完全な能力開発・向上のための措置.....	16
(1) 女性のチャレンジ支援策.....	16
(2) 障害を持つ女性のための施策.....	17
ア) 障害者基本計画の着実な推進.....	17
イ) 障害者週間.....	17
(3) 高齢者女性のための措置.....	17
ア) 介護保険制度.....	17
第4条(特別措置).....	18
1. 国の政策・方針決定過程への女性の参画.....	18
(1) 国の審議会等委員への女性の登用.....	18
(2) 国家公務員への採用・登用.....	18
2. 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画.....	19
(1) 地方公共団体の審議会等委員への女性の登用に関する協力要請.....	19
(2) 地方公務員への採用・登用.....	19
3. 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取組の支援.....	20
(1) 女性労働者への支援.....	20
(2) 女性起業家等への支援.....	21
ア) 起業希望者に対する情報提供、相談等.....	21
イ) 女性向け創業塾等の実施.....	21

ウ) 融資に対する優遇制度.....	21
エ) 農業分野における措置.....	21
(3) 大学への協力要請等	21
(4) 農業協同組合等における女性の参画の拡大.....	21
第5条 (偏見及び慣習等の撤廃)	21
1. 固定的性別役割分担意識是正のための広報・啓発活動.....	21
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発キャンペーンの強化.....	21
ア) 男女共同参画社会基本法における規定.....	21
イ) 男女共同参画基本計画 (第2次)	22
ウ) 男女共同参画推進本部等における取組.....	22
エ) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく取組.....	22
オ) 法務省の人権擁護機関の取組.....	22
カ) 地方公共団体、NGO等における取組.....	23
(2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた人権教育、男女平等教育の実施.....	23
ア) 学校教育.....	23
イ) 社会教育.....	23
(3) メディアにおける男女平等の視点の取入れ.....	24
(4) 世論調査の実施	24
2. 家庭生活への男女の共同参画推進のための施策	24
(1) 家庭教育	24
(2) 職場と家庭の両立支援	25
第6条 (女子の売買等の禁止)	25
1. 人身取引への取組	25
(1) 現行法制	25
ア) 「人身取引対策行動計画」の策定.....	25
イ) 刑法等の一部を改正する法律.....	25
ウ) 児童の取引等に係る処罰規定.....	25
エ) 在留資格「興行」に係る上陸許可基準の改正.....	26
オ) 人身取引議定書の締結承認	26
(2) 人身取引の現状	26
ア) 検挙状況.....	26
イ) 被害者の実態.....	26
ウ) 政府協議調査団・在外公館を通じた連絡強化・関係情報収集.....	26
(3) 被害者対策、防止策、広報・啓発.....	26
ア) 被害者対策	26
イ) 防止策.....	27
ウ) 広報啓発活動及び調査研究	27
(4) 国際機関との連携、国際協力・支援等.....	27

ア) 国際機関との連携.....	27
イ) 国際会議開催（バリ・プロセス）.....	28
ウ) 政府調査団派遣.....	28
エ) 二国間協力.....	28
オ) 児童のトラフィッキング問題に対する取組.....	28
カ) スマトラ沖大地震・津波支援.....	28
2. 日本の性産業に関する一層詳細な情報.....	28
(1) 売買春の実態.....	28
ア) 売春関係事犯の検挙状況.....	28
イ) 外国人女性の売春事犯.....	29
ウ) 多様化する売春事犯.....	29
(2) 売買春及び性的搾取に対する措置.....	29
ア) 児童買春等の防止.....	29
イ) 途上国へのセックス観光.....	30
(3) 売春に従事した女性に対する保護.....	30
ア) 要保護女子の保護更生.....	30
イ) 少女への支援.....	31
ウ) 外国人女性の保護.....	31
(4) 啓発活動・性教育等.....	31
第7条（政治的及び公的活動における差別の撤廃）.....	31
1. 公的分野における女性の参画状況.....	31
(1) 女性国会議員.....	32
(2) 女性閣僚等.....	32
(3) 司法における女性.....	32
(4) 女性国家公務員.....	32
(5) 女性知事、首長等.....	32
(6) 女性地方議員.....	32
(7) 女性地方公務員等.....	32
ア) 女性地方公務員.....	32
イ) 教育委員会.....	33
ウ) 女性警察官.....	33
第8条（平等の条件での国際的活動への参加）.....	33
1. 国際分野における政策決定への参画状況.....	33
(1) 国際会議への女性の参加.....	33
(2) 海外における勤務.....	33
ア) 国際機関等.....	33
イ) 大使.....	33
ウ) 在外公館の女性職員.....	34

エ) 国際平和協力活動への派遣	34
(3) ジェンダーと開発 (GAD : Gender And Development)	34
ア) ODAによる取組.....	34
イ) 教育分野の国際交流・協力	34
ウ) 国際ボランティア貯金.....	34
エ) アフガニスタン女性への支援.....	35
(4) 「北京+10」閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)への参加.....	35
2. 関連国連会議等文書の実施について.....	35
3. 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催.....	35
第10条(教育の分野における差別の撤廃)	36
1. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	36
(1) 初等中等教育及び高等教育の充実.....	36
(2) 社会教育	36
ア) 地域における事業.....	36
イ) 家庭教育に関する学習機会の充実.....	36
(3) 教育・学習機会の充実	36
(4) 女性のエンパワーメント	37
(5) 科学技術分野における女性の活躍支援.....	37
(6) 教育分野関係者への研修	37
(7) 「持続可能な開発のための教育の10年」の推進.....	37
2. 独立行政法人国立女性教育会館	38
(1) 研修・交流事業	38
(2) 調査研究事業	38
(3) 情報収集・提供事業	38
3. 進路・就職指導の充実.....	38
第11条(雇用の分野における差別の撤廃)	38
1. 男女雇用機会均等確保対策の推進.....	38
(1) 男女雇用機会均等に関する法制の強化.....	38
(2) 男女雇用機会均等法の施行状況	40
(3) 男女雇用機会均等実現に向けた取組.....	41
ア) 行政指導.....	41
イ) ポジティブ・アクション.....	41
ウ) セクシュアル・ハラスメント防止対策.....	41
エ) 個別紛争の解決	41
2. 多様な就業形態における就業条件の整備.....	42
(1) パートタイム労働	42

(2) 派遣労働	42
3. 柔軟な職業選択を可能とするための方策	43
(1) 職業能力開発	43
(2) 進路・就職	43
4. 女性と仕事の未来館	43
5. 同一価値労働同一報酬	43
6. 女性の家庭内の活動の実態	44
(1) 生活時間に関する基礎調査	44
7. 育児・介護期における条件整備の充実	44
(1) 家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策の強化	44
ア) 「少子化社会対策大綱」に基づく実施計画策定	44
イ) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	45
ウ) 保育サービスの充実	47
エ) 幼稚園における子育て支援	48
8. 少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書	48
第12条（保健の分野における差別の撤廃）	48
1. 生涯を通じた女性の健康の保持増進	48
(1) 「健やか親子21」の策定等	48
(2) 健康支援事業	48
2. 妊娠・出産等に関する健康支援	49
(1) 生涯を通じた女性の健康支援	49
ア) 思春期	49
イ) 妊娠出産期	49
ウ) 成人期、高齢期	50
(2) 適切な性教育の推進	50
3. 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	51
(1) HIV／エイズ、性感染症対策	51
(2) HIV／エイズに対する教育・啓発	51
第13条（他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃）	51
1. 母子寡婦対策	51
第14条（農村の女子に対する差別の撤廃）	51
1. 農村女性への特別配慮	51
(1) 農林水産業に従事する女性	51

(2) 農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する法令等.....	52
(3) あらゆる場における意識と行動の変革.....	52
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり.....	52
(5) 農山漁村女性の経済的地位の向上.....	52
(6) 女性の農業経営者としての位置づけの明確化.....	53
2. 農村女性の農村開発への参加と受益の確保.....	53
(1) 農業者年金.....	53
(2) 女性起業.....	53
(3) 農林水産業の技術経営指導.....	53
(4) 女性に対する融資.....	53
(5) 生活に関する総合的な普及指導.....	54
第16条（婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃）.....	54
1. 家族に関する法律の整備.....	54
2. 家庭内暴力.....	54
(1) 配偶者からの暴力.....	54
ア) 現状.....	54
イ) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正.....	54
ウ) 配偶者暴力相談支援センター等.....	54
エ) 職務関係者への研修.....	55
オ) 配偶者からの暴力被害者支援情報の提供.....	55
カ) 警察による取組.....	55
キ) 人権擁護機関による取組.....	56
ク) 日本司法支援センターによる被害者対策関連業務.....	56
ケ) 家庭内暴力の被害者である外国人女性の在留資格に係る取扱い.....	56
(2) 児童虐待の防止.....	56
ア) 児童虐待の防止等に関する法律の改正.....	56
イ) 人権擁護機関による取組.....	56
ウ) 被害児童の保護.....	57
エ) 児童虐待への適切な対応に係る教育関係者への周知等について.....	57
(3) 女兒の権利に対する差別・人権侵害.....	57
ア) 人権擁護機関による取組.....	57

第1部 総論

1. 序論

1. 本報告は、我が国が1985年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」又は「本条約」と略称）の第18条の規定に基づき国連事務総長に提出する第6回報告である。

2. 我が国は、これまでに5回報告を提出した。第1回報告（CEDAW/C/5/Add.48）を1987年3月に提出し、同報告は、1988年2月に第7回女子差別撤廃委員会において審議された。第2回報告（CEDAW/C/JPN/2）を1992年2月に、また第3回報告（CEDAW/C/JPN/3）を1993年10月に提出し、これらの報告は1994年1月の第13回女子差別撤廃委員会において、同時に審議された。さらに、第4回報告（CEDAW/C/JPN/4）を1998年7月に、第5回報告（CEDAW/C/JPN/5）を2002年9月に提出し、これらの報告は2003年7月の第29回国連女子差別撤廃委員会において、同時に審議された。

3. 本報告は、第5回報告作成時点の2002年5月以降から、2006年6月までの約4年間の我が国における女子差別撤廃条約の実施に関する進展を中心に報告している。

4. 具体的には、最終コメントの勧告に対する取組の方向性について、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会（2004年7月より監視・影響調査専門調査会に引き継がれた）で調査検討を行い、その結果を、2004年7月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について）」として男女共同参画会議で意見決定した。また、本意見決定を受け、2005年には、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、委員会最終コメントを踏まえた各府省における取組状況について審議を行い、この結果を2005年7月に専門調査会の提言として取りまとめた。

5. 本報告の作成に当たっては、第4回及び第5回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終コメントに留意するとともに、国民から意見募集を行い、報告に反映させるよう努めた。

6. 具体的には、国民からの意見募集として、2005年11月に、各都道府県・政令指定都市及び男女共同参画宣言都市、女性団体を始めとする各種団体、女性国会議員、男女共同参画会議議員等有識者に、第6回報告に盛り込むべき事項及び関連するNGO等の活動報告について書面で照会したほか、本報告の取りまとめ事務局である内閣府男女共同参画局のインターネットホームページを用いて、幅広く国民に同様の照会を行った。また同年12月19日には、我が国の女性の地位向上のためのナショナルマシーナリーの機関である、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が本報告に盛り込むべき事項について国民各界各層との情報・意見交換のための会（以下、「聞か会」という。）を開催し、出席した約100名のNGO等から直接意見聴取を行った。

7. NGOから提出された回答・意見は、総件数582件（内 団体442件、個人140件）であった。さらに、2006年3月には、寄せられた意見に関連し、それらに対する主な政府の取組についての説明及び意見交換を行うことを目的に、情報・意見交換会を

開催し、NGO、自治体関係者等から約90名が参加した。政府としては、本報告の執筆にあたりこれら意見を参考とした。

8. 我が国政府は、今後とも、本条約の締約国として女性に対するあらゆる差別を取り除き、男女共同参画社会の実現に向けて努力する決意である。

2. 日本における男女共同参画施策の推進状況と女性の現状

(1) 男女共同参画施策の推進

9. 我が国においては、男女共同参画は、総理大臣が現在進めている構造改革の重要な柱となっている。そのため、総理大臣は、2005年10月、初めて男女共同参画専任の大臣である少子化・男女共同参画担当大臣を任命し、国内本部機構が一層強化された。また、住民に身近な行政を行う地方公共団体やNGOを始めとする市民社会の協力は必要不可欠であり、積極的に連携をとりながら、男女共同参画に関する取組を推進している。

10. 特に、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2005年12月、「男女共同参画基本計画」(第2次)を閣議決定したところであり、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義に関する正確な理解を深め、男女がお互いの能力や個性を十分発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある男女共同参画社会の形成の促進に資するため、男女共同参画担当大臣が、自ら全国各地を往訪して研修会を開催した(注)。

また、2006年6月30日、7月1日に、東アジアの男女共同参画担当大臣会合を東京で開催した。同会合は、我が国が主導し、議長国を務め、参加全16カ国・2国際機関のうち14の国・国際機関から大臣クラスの参加を得、本閣僚会合を年次開催するプロセスを立ち上げる決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ」が全会一致で採択された。

(注) 男女共同参画基本計画(第2次)においては、「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものであるとし、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる、と記述している。

(2) 人口

11. 2005年10月1日現在、我が国の総人口は1億2,777万人で、そのうち女性性は6,542万人であり、総人口の約51%を占めている。

12. 合計特殊出生率(その年における女性の各年齢ごとの出生率を合計したもの)は低下を続け、2005年(概数)には史上最低の1.25となった。出生率の低下の主な要因は、晩婚化・晩産化の進行、未婚率の上昇、夫婦が生む子どもの数が減少傾向にあることなどによるものと考えられる。平均初婚年齢は妻28.0歳、夫29.8歳と、年々上昇している。また、従来最も出生率の高かった20代後半の女性のうち約半数が未婚であり、これまでは、結婚した女性は平均すると2人以上の子どもを生んでいたが、1960年代生まれ以降のコーホートでは、それ以前の世代に比べて低下傾向がみられ、完結出生児数も今後低下することが見込まれている。

13. 一方、平均寿命は年々上昇しており、2004年には女性85.59歳、男性78.

64歳と世界最長水準にある。老年人口（65歳以上人口）は2,567万人で、総人口に占める老年人口の割合（高齢化率）は20.1%。そのうち女性は1,480万人で、男女の比率は女性100に対して男性73.5となっている。

14. こうした出生率の低下と平均寿命の伸長により、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、人口構造はたる型から逆ピラミッド型へ向け急速に変化していくことが予測される。将来推計によると、総人口は2006年を境に減少し始め、2050年には現在の2割強減となる一方で、老年人口は2043年まで増加し続け、2050年には現在の約4割増が予測されている。その結果、高齢化率は急速に伸び続け、2025年には28.7%、2050年には35.7%となることが見込まれている。

（3）教育

15. 2005年における女子の高等学校等への進学率（通信制課程（本科）への進学者を除く）は96.8%（男子96.1%）であり、1969年以来男子のそれを上回っている。女子の高等教育機関（大学、短期大学、専門学校）への進学率は上昇傾向にあり、2005年には76.2%（男子74.6%）となっている。また、大学（学部）への進学率は36.8%（男子51.3%）と、依然として男女間で開きがあるものの、短期大学及び専門学校を含めた高等教育機関における女子の進学率は、男子の進学率を上回っている。

16. また、2005年における大学の学部における関係学科別の女子比率を見ると、女子が過半数を占めている学科は家政91.8%、芸術69.3%、人文科学67.0%、教育60.9%などとなっている。その一方で、従来女子の占める割合が低いとされていた学科においては、社会科学31.2%、農学40.5%、理学25.5%、工学10.5%などとなっている。

17. 2005年には、大学・短期大学における女性教員数は32,518人（2001年28,444人）、教員総数の中で女子の占める割合は18.7%（2001年16.9%）となっており、人数、割合ともに増加傾向にある。

18. 2005年の大学（学部）卒業者の就職率は、女子が64.1%、男子が56.6%となっている。また、進学者等を除いた卒業生の中で就職する者の割合で見ても、女子が71.4%、男子67.9%となっており、いずれも女子の方が高くなっている。

19. 教育の場における男女の地位について、「男女共同参画社会における世論調査」（内閣府：2004年11月実施）では、学校教育の場で男女の地位は平等であると考えている者は、女性64.1%、男性70.0%となっている。これを職場において男女の地位が平等と思う女性20.6%、男性30.2%、家庭生活において男女の地位が平等と思う女性33.9%、男性46.9%といった項目と比較すると、学校教育において男女の平等が実現されている割合が高いといえる。

20. 高等教育面においては、四年制大学、短期大学、専門学校、大学院等への進学率や専攻分野に男女の違いが見られているものの、縮小する傾向にある。

(4) 就業

21. 2005年の女性労働力人口（15歳以上の就業者及び完全失業者）は2,750万人と、2年連続で増加している。労働力人口総数に占める女性の割合は、41.4%と3年連続で上昇した。なお、女性の完全失業者は116万人、完全失業率は4.2%と、3年連続で低下している（男性の完全失業率は4.6%）。

22. 女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は48.4%と、前年より多少上昇した（男性の労働力率は73.3%）。年齢階級別にみると、25～29歳層（74.9%）と45～49歳層（73.9%）を左右のピークとし、出産及び育児期の30～34歳層（62.7%）をボトムとするM字型の曲線を描いているが、近年M字の底は上昇しつつある。10年前（1995年）と比べると、20～24歳層及び65歳以上層を除き、労働力率は高まっている。

23. 特に、M字の底である30～34歳層を含む25～34歳層で大幅に上昇しているほか、55～59歳層の中高年層での上昇が大きくなっている。配偶関係別に女性の労働力率をみると、前回報告時に比べ未婚では62.2%から63.0%へと微増、有配偶では49.7%から48.7%、死別・離婚では31.0%から29.4%とやや低下している。有配偶の女性の約半数が労働力化しているが、末子の年齢が3歳以下である有配偶女性の労働力率は、前回報告時（28.0%）から上昇したものの、33.6%と依然として低い。

24. 2005年のパートタイム労働者を除く雇用者の賃金をみると、女性の所定内給与額は男性100に対して65.9で、依然として男女間の賃金格差は大きい、長期的には縮小傾向にある。

25. このような男女間の賃金格差は、職階、勤続年数、年齢、学歴、手当等の諸要因によってもたらされており、特に職階と勤続年数の影響が大きい。また、勤続年数、年齢、学歴について条件を同一にした標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）所定内給与額をみると、2005年において、大卒の場合、20～24歳では男性を100とした場合、女性は95.6であり、最も差の大きい35～39歳及び45～49歳においては男性を100とした場合、女性は82.2である。

26. なお、パートタイム労働者（週間就業時間が35時間未満の非農林業雇用者）に占める女性の割合は69.7%（2005年）と高い割合になっており、また、女性雇用者総数の40.6%がパートタイム労働者として就業している。

第2部 各論

第2条（差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置）

1. 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに 対し残っている障害、それら障害を克服するためにとられた措置

（1）男女共同参画基本計画（第2次）の策定

27. 政府は、1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明らかにしている。また、本法律は、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。これを受け、2005年12月、「男女共同参画基本計画」（第2次）が閣議決定された。

28. 本計画の策定過程においては、国民各層に幅広く呼びかけて意見・要望を聞き、女性団体、個人などから寄せられた多数の意見等を可能な限り反映するよう努力した。また、2005年2月～3月に開催された国連「北京+10」世界閣僚級会合の成果を取り込むよう努めた。

29. 本計画には、12の重点分野（※）が掲げられ、それぞれについて2020年までを見通した長期的な施策の方向性と、2010年度末までに実施する具体的な施策が盛り込まれている。また、各施策に関する数値目標を多く盛り込み、取組の成果ができるだけ目に見える形で示すことができるようにしている。

（※）12の重点分野

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ③ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ④ 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- ⑤ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- ⑥ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑨ メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑩ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑪ 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- ⑫ 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進
（科学技術/防災（災害復興を含む）/地域おこし、まちづくり、観光/環境）

30. なお、統計情報等については、可能な限り、性別データを把握することが盛り込まれており、今後、各府省において、同計画に即した対応が進められることとなっている。

3 1. 政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期するものである。

(2) 主な法令の制定・改正

3 2. 主な法令の制定・改正は以下のとおりである。

①第2条関連

- ・刑法等の一部を改正する法律（2004. 12. 8 公布）
- ・児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（2004. 6. 18 公布）

②第3条関連

- ・障害者基本法の一部を改正する法律（2004. 6. 4 公布）
- ・介護保険法等の一部を改正する法律（2005. 6. 29 公布）

③第6条関係

- ・刑法等の一部を改正する法律（2005. 6. 22 公布）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（2005. 11. 7 公布）
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（2003. 6. 13 公布）

④第11条関係

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律（2006. 6. 21 公布）
- ・職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（2003. 6. 13 公布）
- ・少子化社会対策基本法（2003. 7. 30 公布）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（2004. 12. 8 公布）
- ・次世代育成支援対策推進法（2003. 7. 16 公布）
- ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（2005. 11. 2 公布）
- ・児童福祉法の一部を改正する法律（2003. 3. 31 公布）

⑤第12条関係

- ・母体保護法の一部を改正する法律（2005. 7. 29 公布）

⑥第13条関係

- ・母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（2002. 11. 29 公布）

⑦第16条関係

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（2004. 6. 2 公布）
- ・児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（2007. 6. 1 公布）

(3) 地方公共団体における施策

3 3. 「男女共同参画社会基本法」では、都道府県は男女共同参画基本計画を勘案して都道府県男女共同参画計画を定めることを、また、市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることを規定している。2005年4月現在、すべての都道府県が男女共同参画に関する計画を策定し

ており、市町村についてはその割合は39.6%である。

34. 内閣府では、地域において男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していく上で計画の策定が有効であることから、地方公共団体に対して計画の策定に当たって情報提供を行い、積極的に支援している。

35. 公私立の女性センター・男女共同参画センター等は、地域における男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ、団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を果たしている。人材の育成や効果的な事業の展開を通じ、これらの拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援している。

(4) 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会

36. 2001年に、新たに、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議などを行う「男女共同参画会議」が設置され、我が国における男女共同参画推進体制は格段に強化された。

37. 男女共同参画会議に置かれている監視・影響調査専門調査会は、各府省において男女共同参画基本計画が着実に実施されているか、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討を行っている。2005年には、効果的な影響調査手法を開発するため、都道府県及び政令指定都市を対象とした調査・事例収集を行い、男女共同参画会議に報告した。

38. また、本調査会の前身である影響調査専門調査会において、「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告書（個人のライフスタイルの選択等に中立的な観点からの各制度の改革の具体的方向について報告したもの）を取りまとめ、2002年12月男女共同参画会議に報告するとともに、「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」について報告書（多様な就業形態の選択・移動に中立的な制度、個人の能力を伸ばす教育・能力開発の重要性について提言したもの）を取りまとめ、2004年7月男女共同参画会議に報告した。

39. さらに、本調査会の前身である苦情処理・監視専門調査会においては、男女共同参画に関わる情報の収集・整備・提供について監視し、2004年7月男女共同参画会議において意見決定され、統計情報の収集・整備にあたり性別を把握するための新たな仕組みの検討などを提言した。

2. 差別に対する法的救済手段の有無とその効果

(1) 苦情処理等に対する措置

40. 男女共同参画会議の下に置かれた苦情処理・監視専門調査会（2004年7月より監視・影響調査専門調査会に引き継がれた）において、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について調査検討した報告書を取りまとめ、2002年10月、男女共同参画会議において意見決定された。

41. これを受け、国においては、2004年以降、苦情処理情報の把握、男女共同参画

会議監視・影響調査専門調査会への報告、苦情の処理に従事する者を対象にした研修実施、苦情処理ガイドブックの作成、配布等を行っている。

(2) 人権侵害に対する支援サービス

ア) 法務省の人権擁護機関によるサービスの提供

42. 法務省の人権擁護機関では、これまでも人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用相談電話を設け、女性からの相談には原則として女性の人権擁護委員や、法務局の職員が対応することができるよう、人員の配置に努めている。

43. また、2004年4月、人権侵犯事件調査処理規程を全面的に改正し、速やかな救済手続きの開始や配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関との連携を図りつつ所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって、被害の救済及び予防を図っている。

44. なお、法務省に設置された人権擁護推進審議会から、2001年5月、政府からの独立性を有する人権委員会（仮称）を中心とする新たな人権救済制度を創設し、より実効性の高い調査手続と救済手法を整備し、積極的救済を図るべきであるとの答申がなされた。政府は、同審議会の答申を最大限尊重し、国家行政組織法第3条第2項に基づく独立の行政委員会としての人権委員会を創設することを柱とした人権擁護法案を2002年3月に国会に提出した。同法案においては、人権委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命すること、法律に定められた事由以外の事由によっては罷免されないなど、在任中の身分保障が確保されていること、職権行使の独立性が確保されていることなどにより、人権委員会は、その職権の行使に当たって、内閣や所管の大臣等から影響を受けることのないよう高度の独立性が確保されていたが、2003年10月、衆議院の解散に伴い廃案となった。現在、政府は、同法案について検討を行っている。

イ) 日本司法支援センターによる支援サービスの提供

45. 2006年4月に設立された日本司法支援センターは、同年10月から業務を開始した。支援センターは、その業務の一つとして、国、地方公共団体、弁護士会その他の関係機関・団体等と連携・協力しつつ、裁判その他の法による紛争の解決に必要な情報（犯罪被害者等の支援に詳しい弁護士や関係機関等の情報を含む。）を無料で提供する業務を行う。差別を受けた女性は、有効適切な法制度等に関する情報の提供を受け、関係機関・団体の相談窓口の紹介を受けるなどの支援を受けることができる。また、支援センターは、訴訟などを援助する民事法律扶助事業も行う。差別を受けた女性は、資力が乏しい等一定の要件を満たしていれば、訴訟代理費用（いわゆる弁護士費用）の立替え等の援助を受けることができる。

(3) 司法分野関係者に対する研修

46. 検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において「児童及び女性に対する配慮」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務の中でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官に対し指導を行っている。

47. 裁判官については、各種研修・研究会において、継続的に国際的な人権問題や女性の人権等の人権問題、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する講義等を実施しているほか、女性の権利や福祉等に関するテーマを扱った問題研究等のカリキュラムが生まれ

ていると承知している。

3. 女性に対する暴力に関する情報

48. 配偶者からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。

(1) 配偶者からの暴力への取組

49. 第16条で記述する。

(2) 女性に対する犯罪の防止（強姦、強制わいせつ、ストーカー）

ア) 刑法改正

50. 我が国刑法において、女性に対する暴力は、強姦罪、強制わいせつ罪、殺人罪、傷害致死罪、傷害罪、暴行罪、逮捕及び監禁罪、営利・わいせつ・結婚等を目的とした略取及び誘拐の罪等の犯罪として処罰されることとなるが、2004年には、凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備等が行われ、強姦罪、強制わいせつ罪、強姦致死傷罪、殺人罪、傷害致死罪、傷害罪等の法定刑が引き上げられたほか、集団強姦等罪及び集団強姦等致死傷罪が新設され、二人以上のものが現場において共同して、強姦の罪等を犯したときやこれにより女子を死傷させたときは、強姦罪・強姦致死罪よりも重い法定刑が適用されることとなった。同改正法は、2005年1月1日より施行されている。

イ) 強姦・強制わいせつ

51. 2005年の強姦及び強制わいせつの認知件数は、それぞれ2,076件、8,751件で、2001年と比べ、それぞれ152件（6.8%）、575件（6.2%）減少している。その間の推移をみると、共に、2001年から2003年までの間は増加していたが、2004年から減少に転じている。

52. 性犯罪に関しては、性犯罪被害の潜在化防止及び性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図り、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、全国の都道府県警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置している。また、女性警察官等による事情聴取等の拡大を図るため、各警察署等に性犯罪に対応できる捜査員等の配置を推進し、さらに、証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等を備えた「性犯罪捜査証拠採取セット」を整備し、性犯罪被害者の心理的、時間的負担の軽減を図っている。

ウ) ストーカー行為等の防止

(i) 厳正かつ適切な対処の推進

53. 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じている。

(ii) ストーカー行為等への厳正な対処

54. 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー行為等の規制等に関する法律

(以下「ストーカー規制法」という。)に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底している。

なお、2005年中においては、警告が1,133件、禁止命令等が22件、援助が1,569件であり、同法違反の検挙が200件となっている。また、ストーカー事案について他法令を適用した検挙は、住居侵入117件、傷害112件、器物損壊101件、脅迫74件等となっており、合計701件である。

(iii) 被害者の支援及び防犯対策

55. ストーカー規制法に基づく被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止対策を的確に実施している。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進している。

56. また、被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努めている。

57. さらに、配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、配偶者からの暴力の被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めている。

(iv) 広報啓発の推進

58. いかなる行為がストーカー行為に該当するか、ストーカー事案に関して、警察がいかなる取締りや対応をするか等について、広報啓発活動を推進している。

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止

ア) 職場一般における防止

59. 改正前の男女雇用機会均等法においては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上の配慮が義務付けられており、同法に基づき定められた指針において、事業主は、①セクシュアル・ハラスメントに関する方針の明確化と労働者に対する周知・啓発、②相談・苦情への対応、③事案が生じた場合における事後の迅速かつ適切な対応について配慮することが求められていた。

60. 2005年度に厚生労働省の地方支分部局である各都道府県労働局雇用均等室(以下、「雇用均等室」という。)に寄せられた均等法に係る相談件数19,724件のうち、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が7,894件と40.0%を占めている。

61. なお、2006年3月に、厚生労働省は、セクシュアル・ハラスメント対策について、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも対象とすること、改正前の事業主の配慮義務規定を措置義務規定とすること、及び同義務に関し勧告にも従わない場合、企業名公表の対象とすること等を内容とする男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布された。この改正法は、2007年4月から施行されている。

62. 厚生労働省では、改正された男女雇用機会均等法及び指針の周知徹底を図るとともに、事業主がセクシュアル・ハラスメント防止対策を講じていない場合には是正のための指導等を行っている。

63. また、効果的な防止対策が確実に講じられるよう、事業主、人事労務担当者及び相談窓口の担当者を対象としたセミナーの開催、パンフレットや相談対応マニュアルの配布等、実践的かつ具体的な取組についての情報提供や相談等の事業を実施している。

64. さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を受けた労働者からの相談に対しては、雇用均等室に配置した、専門的知識・技術を持ったセクシュアル・ハラスメントカウンセラーも活用しながら、適切に相談対応を行っている。

イ) 公務職場における防止

65. 人事院は、国家公務員のセクシュアル・ハラスメントの防止等を規定した人事院規則10-10（1999年4月1日施行）に基づいて、2004年7月30日に各府省へ「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」（職員福祉局長通知）を發出し、監督者等の意識啓発のための研修の実施、被害者から信頼され、十分活用されるような苦情相談体制の整備などについての徹底を求めた。これらの規則等を受けて、各府省においては、部内規程の制定、苦情相談体制の整備、所属職員への研修等の取組が行われている。

66. さらに、人事院では、各府省の担当者を対象とした研修、セクシュアル・ハラスメントに関する相談員を対象とした研修等を開催するとともに、毎年12月4日から12月10日を「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間中「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」の開催、「セクハラ一日電話相談」の開設等を行っている。さらに、職員の意識啓発のため、2004年には、監督者向け、2006年には新規採用者向けに、セクシュアル・ハラスメントの防止等のパンフレットを作成するとともに、このパンフレットを教材とする研修カリキュラムのモデルを作成し各府省に配付した。

67. また、2007年4月には男女雇用機会均等法等の改正が施行され、セクシュアル・ハラスメント防止対策が事業主の措置義務となったことから、人事院規則10-10においても各省各庁の長はセクシュアル・ハラスメント防止対策について必要な措置を講ずるとする規定に改正し、同月に施行した。

ウ) 教育の場における防止

68. 文部科学省は訓令を制定し、各国立大学における啓発活動の実施や相談体制について必要な措置を講じることなどを定め、指導を行ってきた。2004年4月に国立大学が法人化されてからは、各種会議等を通じ、啓発活動の実施や相談体制の整備等に積極的に取り組むために必要な情報の提供を行うなど、従前の訓令の趣旨を踏まえたセクシュアル・ハラスメント防止の周知徹底を行っている。

69. 現在、多くの国立大学法人においては、中期目標・中期計画において、セクハラに対する相談体制の整備等について記載し自主的な取組が推進されている。公私立大学に対しても、上記規程を定めたことを通知し、セクシュアル・ハラスメント防止に積極的に取り組むよう促している。

70. また、公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントについては、学校を設置する教育委員会において、服務規定の見直し等の雇用管理上の適切な配慮、教職員への注意喚

起・啓発、及び相談・苦情に適切に対応できる体制の整備等を進めるよう、指導を行ってきている。私立学校については、セクシュアル・ハラスメント防止について適切な対応を行うよう周知している。

(4) 性・暴力情報からの青少年の保護

ア) 青少年育成施策大綱指針、条例の制定

71. 各種メディア等が提供する性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがある。このことから、政府は、青少年を取り巻く環境の整備という課題に、国、地方公共団体、関係業界団体等及び国民が一体となって取り組み、2003年12月に策定した「青少年育成施策大綱」に定められた青少年を取り巻く各種有害情報対策を推進するため、2004年4月7日に、①国の取組事項、②国から地方公共団体への要請事項、③国から関係業界団体等への要請事項について盛り込んだ「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」を策定し、これに基づいた取組を推進している。

72. また、46都道府県においては、それぞれの地域の実情に基づき、青少年の保護育成に関する条例を制定し、「有害図書類」を青少年に販売することなどを規制している。

イ) 違法・有害情報対策

(i) 警察における取組

73. 警察では、地域住民等と協力して、有害図書の自動販売機撤去やピンクビラ等の違法・有害な広告物の撤去等の活動を促進している。

74. また、学校等と連携し、少年をインターネット上の違法・有害情報から守るため、フィルタリングソフトの普及や家庭における利用の促進、インターネット上の情報を取捨選択して活用できる能力の向上とモラル教育の充実などの啓発活動を行っている。

75. そのほか、インターネットカフェ等における違法・有害な情報から少年を保護するため、日本複合カフェ協会による、青少年の身分確認、フィルタリングシステムを導入したパソコンの利用等を内容とした、自主規制の制定について助言している。

76. さらに、児童買春等の犯罪の温床となり易い、いわゆる出会い系サイト等の有害情報を提供するサイトの問題が深刻であるため、警察では、民間団体が少年の利用防止のための必要な措置をサイト開設者に対して求めたり、これらサイトを利用する児童に対して注意喚起する活動(2004年6月から開始)について協力を行っているほか、警察において、児童ポルノ等の違法・有害情報に対するサイバーパトロールを実施している。

77. 加えて、インターネット利用者から寄せられるインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、適宜通報、ISP(Internet Service Providerの略)等への削除依頼の実施等を行うとともに、インターネット上の違法・有害情報に関する民間レベルでの国際的な連携といった役割を果たす機関であるインターネット上の「ホットライン」を設置するなど、官民が連携したインターネット上の違法・有害情報対策を効果的に推進している。

(ii) インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会

78. 総務省では、「インターネット上における違法・有害情報への対策」（2005年IT安心会議 取りまとめ）において、プロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討するため、学識経験者、プロバイダ等から成る研究会を2005年7月を目途に設置する旨が掲げられた。これを受け、2005年8月から研究会を開催し、検討を行い、2006年8月に最終報告書を公表した。これを受け、電気通信事業者4団体において、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を2006年11月に策定、公表した。

(iii) 業界団体によって作成されたガイドライン、モデル約款の周知等違法・有害情報に対する業界団体の自主的な取組の支援

79. 総務省は、業界団体によるガイドラインの策定に協力し、プロバイダ等による児童ポルノ等の女子差別につながる違法・有害情報の削除及び発信者への警告、利用停止などの自主的対応を支援するとともに、ガイドラインの運用状況を必要に応じて把握し、適切な運用の確保に努めている。

(iv) サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発等

80. 利用者によるサイトの安全性の判断に資する観点から、総務省は、学識経験者、コンテンツ制作者及びプロバイダ等の関係者からなる協議会にオブザーバー参加し、サイトの内容に関する情報を利用者に提示し、これに基づき当該サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みについて検討を支援している。2005年度は、民間における自主的な取組を促進する観点から、その検討に資するため当該仕組みに係る運用システムの開発・実証を行った。

81. また、経済産業省では学識経験者等により構成される検討会において、国内外WEBサイトのレイティング（有害サイトの格付け）の基準作成を実施している。さらに、受信者による自主管理システム（フィルタリングソフト）を無償配布し、フィルタリングソフト普及啓発事業を推進している。

ウ) 教育分野における取組

82. 文部科学省では、①関係業界等に対して、自主規制の一層の徹底要請、②PTAが実施したテレビ番組の全国モニタリング調査に対する支援、③インターネット・テレビゲームの分野における海外のNPO等の先進的な取組についての調査研究（2002年～2003年）、④青少年と保護者がインターネット利用に関する情報モラルを地域で学習するモデル事業を実施してきた。

(5) 売春春に対する取組

83. 売春事犯については、売春防止法において、周旋等の罪、困惑等により売春させる罪、対償の收受の罪、前貸の罪、売春をさせる契約の罪、場所の提供の罪、管理売春の罪、資金提供の罪等により、売春を助長し、あるいは売春を契機に利を図る行為を処罰することとしている。仮に、売春をさせた対象が児童であった場合には、売春防止法のみならず、児童福祉法の児童に淫行させる罪によっても処罰されることとなる。

84. また、児童買春に対しては、児童買春が児童の権利を著しく損なうもので強い非難に値するものであることを明らかにするため、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処

罰及び児童の保護等に関する法律」（以下、「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）を2004年6月に改正し、児童買春罪、児童買春周旋等の法定刑を引き上げた。同改正法は、同年7月から施行されている。

（6）暴力の根絶に向けた活動

ア）国内本部機構における検討

（i）女性に対する暴力に関する専門調査会

85. 男女共同参画会議の下に置かれた女性に対する暴力に関する専門調査会は、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・トラフィッキング、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する施策の在り方などについて調査検討を行うことを目的としている。

86. 同調査会では、2003年6月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関する論点について整理し、公表した。また、2004年3月には、性犯罪の法定刑の引上げ、被害者の心身のケア、女兒に対する性的犯罪への対処、トラフィッキングへの対処等の必要性を強調した。さらに、2005年7月、男女共同参画基本計画改定に当たり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組についての基本的な考え方を示した。

（ii）女性に対するあらゆる暴力に関する関係省庁課長会議

87. 男女共同参画推進本部に設置されている「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議において、関係行政機関相互が緊密に連携し、女性に対する暴力に関する施策を積極的に推進するための協議を行っている。

イ）社会啓発

88. 毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」である11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め（2001年6月5日、男女共同参画推進本部決定）、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携、協力し、期間中に女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催するなど、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図っている。

ウ）調査研究

89. 内閣府が、2005年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者から「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』と答えている女性は約1割であることが明らかになった。同調査では、交際相手からの被害についても聞いており、10歳代から20歳代のときに、交際相手（後に配偶者となった相手以外）から、「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかをされたことがあった女性は13.5%であった。また、これまでに異性から無理やりに性行された経験があると答えた女性は7.2%であった。

90. なお、2002年度から2005年度まで、有識者による研究会を設置し、配偶者からの暴力の加害者更生のための指導方法について調査研究を行った。

4. アジア女性基金について

91. 2003年の第4・5回日本政府報告審査を受け女子差別撤廃委員会より出されたいわゆる慰安婦問題に関する最終コメントを踏まえ、以下のとおり報告する。

92. 日本政府は、1995年7月に設立された「女性のためのアジア平和国民基金」（通称「アジア女性基金」）の行う事業に対して最大限協力してきた（基金設立以降2005年度末まで、約48億円の予算を支出）。

93. 基金は、フィリピン、韓国、台湾において、国民の募金を原資として、一人あたり200万円の「償い金」をいわゆる元慰安婦に支払うとともに、政府拠出金を原資として医療福祉支援事業（約5億1千万円）を実施した。その際、本問題に改めてお詫びと反省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙がそれぞれの方々に届けられている。これらの事業は2002年9月までに終了した。

94. また、オランダにおいては、オランダ側といわゆる元慰安婦の支援の在り方について協議した結果、生活状況の改善を支援するための事業を実施（総額2億4500万円相当）した。

95. インドネシアにおいては、インドネシア政府の意向を尊重し、いわゆる元慰安婦を支援する事業として、高齢者社会福祉推進事業（高齢者のための施設整備事業）に対し、総額3億8千万円規模の支援が実施されている。本事業は2007年3月までに終了した。

96. アジア女性基金は今日的な女性問題の解決にも取り組んできており、国際フォーラムの開催、NGOが行う広報活動の支援、調査研究事業、女性へのカウンセリングの実施、メンタルケア技術の研究などにも積極的に取り組んできた。

97. アジア女性基金は2007年に解散したが、政府としては、基金を通じたこれまでの国民及び日本政府の取組の説明に引き続き努力していく。

5. マイノリティ女性について

98. 我が国では、日本国憲法第14条において、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において差別されないことが規定されている。この平等原則の下、1999年に制定された男女共同参画社会基本法は、我が国の第4回及び第5回報告書にかかる女子差別撤廃委員会の審議及び委員会最終コメントにおいて指摘された「マイノリティ女性」についても、日本国籍を有する者については、等しくその対象としている。また、我が国に在留する外国人についても、日本国憲法の平等原則と同様、特段の事情の認められない限り、類推適用される。さらに、基本法に基づき策定された男女共同参画基本計画に盛り込まれている教育、雇用、健康、女性に対する暴力等に関する個別の施策の対象についても同様である。

99. 2000年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、政府の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された（2002年3月）。同計画には、

同和問題やアイヌの人々、外国人等が個別の人権課題として掲げられており、政府は、それぞれの問題の解決に向けて、差別意識の解消等の施策を推進している。

100. 法務省の人権擁護機関では、「部落差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」や「外国人の人権を尊重しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を中心に年間を通じて、全国各地で、あらゆる差別は許されないとの観点から各種啓発活動を行っている。

6. 女子差別撤廃条約及び同条約の実施状況報告及び委員会の報告書を普及させるための措置

101. 我が国は、女子差別撤廃条約、2002年9月に提出した同条約第5回報告（日本語仮訳）、及び2003年7月に行われた同条約第4・5回報告審査に関する、女子差別撤廃委員会最終コメント（英文及び日本語仮訳）を外務省及び内閣府ホームページに掲載し、広報に努めている。

102. また、今次第6回報告の作成に当たっては、内閣府ホームページや新聞等を利用し、盛り込むべき事項についての意見を国民から募るとともに、2005年12月19日に「盛り込むべき事項について聞く会」を開催し、2006年3月24日には、寄せられた意見に関連する主な政府の取組についての説明及び意見交換を行う「情報・意見交換会」も開催した。

7. 女子差別撤廃条約選択議定書

103. 女子差別撤廃条約選択議定書には個人通報制度が定められているが、我が国は国際人権諸条約の下での同制度については締結・受入れを行っておらず、現在検討中である。

第3条（女子の能力開発・向上の確保）

1. 女性の完全な能力開発・向上のための措置

（1）女性のチャレンジ支援策

104. 男女共同参画基本計画（第2次）では、「様々な分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す『上へのチャレンジ』、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる『横へのチャレンジ』、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の『再チャレンジ』を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。」こととし、様々な施策を進めている。

105. また、2005年には、官房長官を主宰とし、関係閣僚から構成される「女性の再チャレンジ支援策検討会議」で、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再就職・起業などを総合的に支援する「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定した。

（２）障害を持つ女性のための施策

ア) 障害者基本計画の着実な推進

106. 「国連障害者の十年」を契機に国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」（1982年）の後継計画である「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承した「障害者基本計画」（2002年、閣議決定）及びその前期重点施策実施計画として策定された「重点施策実施5か年計画」（2002年、障害者施策推進本部決定）に沿って、具体的な数値目標を明示し、政府一体となって取り組んでいる。

107. また、2004年の障害者基本法の改正により、基本的理念として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを加えるとともに、国及び地方公共団体の責務、国民の責務を加え、施策をより総合的・計画的に推進している。

イ) 障害者週間

108. 1995年度から毎年12月3日から9日までを「障害者週間」として設定し（2004年度には法律上も明記）、テレビ、新聞等のマスメディアを活用した啓発・広報を行っている。

109. 特に2005年度の「障害者週間」については、前年の障害者基本法の改正等を踏まえ、内容の更なる充実に努めたところであり、新たに、障害者団体・関係機関等の協力の下、「障害者週間連続セミナー」や東京・大阪での社会参加促進のためのシンポジウム開催等、多彩な行事を行った。また、各省庁、地方公共団体、障害者団体、関係機関等においても、それぞれ独自の行事や広報・啓発活動が精力的に行われた。

（３）高齢者女性のための措置

110. 高齢者人口に占める女性の割合は高く、また介護の負担が現実には女性に偏っているなど、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながる。一方、高齢社会を豊かで活力有る社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要がある。

111. このため、2005年12月に策定された「男女共同参画基本計画（第2次）」においては、社会全体で支えていく考え方に立って介護体制の整備を図るとともに、高齢者についても社会参画の機会の拡大や経済的自立の確保を目指すこととし、様々な施策を進めている。

ア) 介護保険制度

112. 高齢化の進展に伴い介護を社会的に支える仕組みとして、介護保険法に基づき導入された介護保険制度においては、在宅・施設両面にわたる介護サービスを総合的に利用できるようにすることにより、高齢者やその家族の支援を図っている。

113. 2005年9月における要介護・要支援認定者数は、男性が129万人、女性が302万人となっており、女性が約7割を占めている。2003年における主な介護者を性別にみると、女性79.1%、男性20.9%と女性が多くなっている。介護保険導入前の1995年には、女性の占める割合が85.1%であったのに比べると、女性の割合

は低下している。

114. 介護保険制度の施行後、2000年の制度創設からこれまでの施行状況を見ると、サービス利用者がスタート時の二倍を超え、また世論調査においても概ね肯定的な評価を得るなど、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着している。また、持続可能な介護保険制度の構築を図る観点等から制度全般にわたる見直しを行う「介護保険法等の一部を改正する法律」が2005年6月22日に成立し、同年6月29日に公布された。

第4条（特別措置）

115. 条約第4条1、女子差別撤廃委員会一般勧告第25号、2003年の第4・5回日本政府報告審査において同委員会より出された最終コメントに基づき、我が国がとった特別措置について、以下のとおり報告する。

1. 国の政策・方針決定過程への女性の参画

116. 男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、同法においては、男女間の格差を改善するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を国の責務及び国に準じた地方公共団体の責務として規定している。

また、2005年12月に閣議決定した男女共同参画基本計画（第2次）の中では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標が掲げられている。

（1）国の審議会等委員への女性の登用

117. 2000年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「2005年度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指して計画的な取組を進めてきた。

118. その結果、2005年9月末現在、女性委員の割合は30.9%となり、期限より半年早く目標を達成した。この実績を踏まえ、2006年4月に、男女共同参画推進本部は「審議会等の委員については、2020年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める」こと等を内容とする新たな目標を決定した。現在、目標達成に向け、女性の積極的な登用に努めている。

（2）国家公務員への採用・登用

119. 2001年6月に、男女共同参画推進本部において、「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」を決定し、各府省において、女性の採用・登用等の推進に向けた計画を策定するなどの取組を進めることとされた。

120. さらに、2004年4月には、同本部において決定された「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」及び人事院の定める「女性国家公務員の採用・登用の拡大に

関する指針」に基づき、政府全体としての目標を定めること等により、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図ることとされた。

121. また、2004年の本部決定を受け、各省庁人事担当課長会議において、当面（2010年度頃まで）の政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員Ⅰ種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度を目標とすること等が申し合わせられた。

122. また、これまでの取組で、採用においては、指針を策定した2001年度のⅠ種試験採用者に占める女性の割合が15.6%であったものが、2006年度採用予定では21.1%（2006年3月末現在）と増加している。登用においては、係長級職員に占める女性の割合が2000年度には14.9%であったものが、2003年度には15.8%と増加しており、本省課長補佐・地方機関の課長級では、5.2%が5.4%と、本省課室長級以上では、1.3%が1.5%とそれぞれ増加している。

123. 人事院は、このような状況を踏まえ2005年12月、メンターの導入等を内容とする「指針」の改定を行った。各府省は、改定された指針に基づき2010年度までの目標を設定した計画を定め、その取組を一層推進していくこととしている。

124. また、改定された指針に基づき、採用試験の合格者に占める女性の割合について新たな目標を定め、女子学生と女性国家公務員との意見交換会を主とした『女性公務員による「女子学生のための霞が関セミナー」』などを開催し、積極的に募集活動を行っている。

2. 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

（1）地方公共団体の審議会等委員への女性の登用に関する協力要請

125. 都道府県・政令指定都市では、審議会等委員への女性の参画目標値や目標期限を定め、その促進に努めている。

126. 地方公共団体が目標を設定している審議会等における女性委員の割合は、2005年4月1日現在、25.9%となっており、順調に増加している。また、市（区）町村について、法令又は条例により設置されている審議会等における女性委員の割合は、2005年4月1日現在、21.3%となっている。

（2）地方公務員への採用・登用

127. 政府は、地方公共団体に対し、各省庁人事担当課長会議申合せである「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」や、新たにメンターの導入等が盛り込まれた「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」について周知するとともに、各地方公共団体の取組について把握し、好事例等について情報提供等を行っている。

128. 地方公共団体においては、女性の管理職登用目標の設定や女性管理職を対象とした研修を行う等女性の登用の促進に努めており、管理職に占める女性の比率も徐々にではあるが上昇している。

3. 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取組の支援

(1) 女性労働者への支援

129. 男女雇用機会均等法には、固定的な男女の役割分担意識等から生じている男女労働者間の事実上の格差を解消するため、積極的取組（ポジティブ・アクション）を行う企業に対して、国の援助を行うことができる規定が設けられている。

130. また、2006年3月に、厚生労働省は、ポジティブ・アクションを行っている企業がその取組状況を外部に開示する際にも国の援助を行うことができることとする内容とする男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布された。この改正法は、2007年4月から施行されている。

131. 2003年度に実施した、女性雇用管理基本調査によると、ポジティブ・アクションについて「既に取り組んでいる」とする企業割合は29.5%、「今後取り組むこととしている」企業割合は8.8%となっている。また、「既に取り組んでいる」企業割合を規模別にみると、規模が大きい企業ほど割合が高くなっており、5,000人以上規模では74.0%となっている。

132. 実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によることなく雇用管理を行うことはもとより、女性労働者が十分にその能力を発揮することができるようにするための積極的取組（ポジティブ・アクション）を推進することが不可欠であることから、男女雇用機会均等法が施行された1986年から毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深めるための周知活動を行っている。

133. また、企業の具体的取組を援助するため、業種別使用者会議、ポジティブ・アクション普及促進セミナーや、個別企業では実施が困難な、女性の管理職候補者及び中間管理職等を対象とした従業員研修の実施のほか、ポジティブ・アクションの進捗状況を診断するチェックリストの返送があった企業に対し、同業他社と比較した自社の女性の活躍状況や取組内容についての診断やアドバイスが受けられるベンチマーク事業を行っているが、既に12,723社の企業が同事業に参加している。同事業においては、10年計画で30人以上規模の企業全てに同チェックリストを送付し、活用を促すこととしている。

134. このほか、企業におけるポジティブ・アクションを推進するためには、経営トップの理解を促進することが重要であることから、2001年度から経営者団体との連携の下に「女性の活躍推進協議会」を開催しており、傘下企業におけるポジティブ・アクションの取組を促している。同協議会の活動の中から、ポジティブ・アクションの具体的取組事例集、企業トップと現場をつなぐためのインタビュー集の作成がなされ、その普及に努めている。

135. さらに、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組を推進している企業に対し、その取組を称えとともに、これを広く国民に周知し、女性労働者の能力発揮の促進を図るため、1999年度から、「均等推進企業表彰」を実施しており、2006年度は1企業を厚生労働大臣賞として、また40企業を都道府県労働局長賞として表彰し、制度創設以来の受賞企業は延べ337企業となっている。

(2) 女性起業家等への支援

ア) 起業希望者に対する情報提供、相談等

136. 「女性と仕事の未来館」においては、起業を希望する女性等を対象に、起業家支援セミナー、コンサルティング及び起業家交流会等の支援事業を行っている。

137. また、2006年度からは、起業を希望する女性に対する情報提供のための専用サイトの開発、経営上のノウハウ等についてアドバイスを与えるメンター（先輩の助言者）紹介事業、助成制度の創設などにより支援を行っている。

イ) 女性向け創業塾等の実施

138. 経済産業省では、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を修得させる30時間程度の短期集中研修「創業塾」を実施している。この中で女性向け創業塾も実施しており、2001年度から2005年度までの5年間で、全国186箇所を実施し、6,262名が受講した。

ウ) 融資に対する優遇制度

139. 経済産業省では、中小企業金融公庫（中小公庫）及び国民生活金融公庫（国民公庫）を通じて、女性起業家等に対する低利貸付制度を実施している。また、ビジネスプランの審査により無担保・無保証で創業者に対し融資を実施している。その中で特に女性起業家に対しては、2003年2月から低利貸付制度を実施するとともに、2004年4月から融資限度額を拡充し、利用しやすい制度の実施に努めている。

エ) 農業分野における措置

140. 第14条で記述する。

(3) 大学への協力要請等

141. 男女共同参画基本計画（第2次）では、「国立大学協会報告書において策定した『2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる』という達成目標を踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する」ことを新たに盛り込んだ。

(4) 農業協同組合等における女性の参画の拡大

142. 男女共同参画基本計画（第2次）では、「農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化、普及啓発等を推進する」ことを新たに盛り込んだ。

第5条（偏見及び慣習等の撤廃）

1. 固定的性別役割分担意識是正のための広報・啓発活動

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発キャンペーンの強化

ア) 男女共同参画社会基本法における規定

143. 男女共同参画社会基本法第16条には、「国及び地方公共団体は、広報活動等を

通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない」と規定されており、これらを踏まえて、固定的な性別役割分担意識の是正のための広報・啓発活動を推進していくこととされている。

イ) 男女共同参画基本計画（第2次）

144. 2005年12月27日に閣議決定された、男女共同参画基本計画（第2次）では、「男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。」ことを施策の基本的方向とした。

145. また、具体的施策として「男女共同参画の理念や『社会的性別』（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」ことや、「男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する」ことを明記した。

146. また、男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義に関する正確な理解を深め、男女がお互いの能力や個性を十分発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある男女共同参画社会の形成の促進に資するため、男女共同参画担当大臣が、自ら全国各地を往訪して研修会を開催した。

ウ) 男女共同参画推進本部等における取組

147. 政府は、2001年より6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め（2000年12月26日男女共同参画推進本部決定）、国民各界・各層において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図ることとしている。

「男女共同参画週間」において、国は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催、PRポスターの作成・配布を始めとした広報・啓発活動を積極的に展開している。

148. また、「男女共同参画推進本部ニュース」の隔月発行や男女共同参画情報メール（月2回発行）の活用により、我が国の男女共同参画に関する施策や男女共同参画をめぐる動きなどについて、国民に対し情報を提供している。

エ) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく取組

149. 政府は、2002年3月15日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。同計画は、人権課題の一つとして女性の人権に関する問題を取り上げており、政府では、その解決に向けて様々な取組を行っている。

オ) 法務省の人権擁護機関の取組

150. 法務省の人権擁護機関では、女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的性別役割分担意識を払拭することを目指して、様々な啓発活動を行っている。特に、毎年12

月10日の「人権デー」を最終日とする人権週間（12月4日から10日）には、集中的な人権啓発活動を行っており、この週間における強調事項の一つとして「女性の人権を守ろう」を掲げ、女性の人権擁護を訴えている。

カ) 地方公共団体、NGO等における取組

151. 政府と都道府県・政令指定都市は、男女共同参画社会づくりに向けて、地域における取組の促進や気運醸成を目的として「男女共同参画フォーラム」を都道府県・政令指定都市と共催している。また、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励する「男女共同参画宣言都市奨励事業」を、2005年度までに85の市町村と共催している。

152. 地方公共団体では、独自の事業として、委員会・懇話会等、フォーラム、シンポジウムを開催するとともに人材育成事業や啓発講座を実施している。

153. また、広く各界各層との情報・意見交換やNGO間相互の交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が開催されている。

154. なお、政府はホームページの充実や広報誌の発行、政府広報番組の活用等を行うとともに、男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定する等広報啓発活動を行っている。さらに、地方公共団体職員及び男女共同参画センター等の職員を対象とした研修や、近い将来、地域のリーダーとして活躍が期待される若者を全国各地から招いてヤングリーダー会議の開催により男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図っている。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた人権教育、男女平等教育の実施

ア) 学校教育

155. 初等中等教育段階においては、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて適切な指導を推進するとともに、学校の教育活動全体を通じた組織的、系統的なキャリア教育を各種施策を通じて推進している。

156. また、高等教育においては、高い職業意識の育成や主体的な職業選択に資するインターンシップを、各種施策を通じて推進している。

157. さらに、独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人国立女性教育会館において、学校の教職員等を対象とした男女共同参画に係る研修を実施している。

イ) 社会教育

158. 地域において男女共同参画に関する学習機会を充実させていくため、各都道府県において女性が社会で能力を発揮し多様なキャリアを形成するための支援策に関する実践的な調査研究や、女性が学習や活動等の成果を活かし男性と共に積極的に方針決定の場へ参画するモデル事業などを実施している。

(3) メディアにおける男女平等の視点の取入れ

159. 公的機関の作成する広報・出版物を男女共同参画の視点から見て適切なものとするための手引を策定し、国の行政機関の作成する広報・出版物等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるように配慮を行っている。また、地方公共団体や民間メディア等に対しても自主的取組を奨励している。男女共同参画推進連携会議を構成しているメディア関係を含む団体との情報・意見交換を行っている。
違法・有害情報対策については第2条に記載した。

(4) 世論調査の実施

160. 1972年から「男女共同参画に関する世論調査」を2、3年毎に実施している。2004年11月の調査では、固定的性別役割分担意識を測る指標である「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、調査開始以来、初めて反対の割合（48.9%）が賛成の割合（45.2%）を上回った。

161. 男女別にみると、女性は反対（53.7%）が賛成（41.2%）を上回っているが、男性は依然として賛成（49.7%）の割合が反対（43.3%）より多い。

162. 世代別にみると、20～50歳代では反対が賛成を上回っている一方、60歳以上ではその逆となっており、世代により意識が相当程度異なっている。

163. 賛成の割合が多い男性においても賛成と反対の差は以前に比べて縮小しており、固定的性別役割分担に関する意識は、若い世代を中心に男女ともに着実に変化している。

2. 家庭生活への男女の共同参画推進のための施策

(1) 家庭教育

164. 近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴い、家庭の教育力の低下が指摘され、また少年非行や児童虐待の問題などが深刻化するなかで、家庭教育の支援の充実が求められている。

165. 文部科学省では、家庭生活への男女共同参画の視点にも配慮した「家庭教育手帳」を作成し、乳幼児や小・中学生を持つ全ての親に配布している。また、父親の家庭教育の参加を考える集いなど家庭教育に関する学習機会の充実を図るほか、父親の子育てを考えるための「家庭教育ビデオ」を作成し、配布や貸出しを行うなど、全ての親に対するきめ細やかな家庭教育支援に取り組んでいる。

166. 独立行政法人国立女性教育会館では、男性・女性が共に子育ての責任を果たし、地域一体となった子育て支援が行われるようにするため、関係者の情報交換・研究協議、さらには関係機関・団体・リーダー等のネットワーク形成を促進する協議会を2003年度より開催している。また、家庭教育推進・子育て支援に資する調査研究や学習プログラムの開発を行うなど、指導的立場にある者に対する教材及び情報の提供・啓発を行っている。

167. さらに、地域の女性学級等の学級、講座においても家庭生活における男女共同参画に関するテーマを取り上げるなどの学習が行われている。

(2) 職場と家庭の両立支援

168. 男女労働者が育児や介護といった家族の一員としての役割を担いながら充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援のための施策を積極的に推進している。(詳細については、第11条7を参照。)

169. また、職場における固定的性別役割分担意識解消のため、教育研修プログラムを開発し、ビデオやチェックリストの形で広く活用を図っている。

第6条 (女子の売買等の禁止)

1. 人身取引への取組

(1) 現行法制

ア) 「人身取引対策行動計画」の策定

170. 性的搾取や臓器売買等を目的とする人身取引は、重大な人権侵害であり、被害者となった女性に深刻な肉体的・精神的な影響を与え、その被害の回復が非常に困難であることから、人道的な観点からも、国際的な組織犯罪としての観点からも、迅速・的確な取組が必要とされている。

171. このような認識の下、政府は、2004年4月に、内閣官房副長官補を議長とする「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を内閣に設置し、同会議において、12月に、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護などからなる包括的・総合的な対策として、「人身取引対策行動計画」が策定された。行動計画策定以後、関係省庁連絡会議における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係省庁が連携して、施策の着実な推進を図っている。

イ) 刑法等の一部を改正する法律

172. 人身取引の処罰を確保できるよう法整備を進め、人身売買罪の創設、逮捕・監禁罪及び略取・誘拐罪の法定刑の上限の引上げ、略取・誘拐罪における目的要件の拡大、国境を越えた人身取引への対応等を内容とする「刑法等の一部を改正する法律」を2005年6月に制定した。

173. また、同法律は出入国管理及び難民認定法の改正を含んでおり、人身取引等の定義規定の新設等を行った。

ウ) 児童の取引等に係る処罰規定

174. 児童の取引に関しても、第2条で記述した児童買春・児童ポルノ禁止法において、児童買春等の目的での人身売買等を処罰することとしているほか、児童福祉法においても、児童に淫行など有害な行為をするおそれのある者に児童を引き渡す行為や、有害な行為をさせる目的で児童を自己の支配下におく行為を処罰することとし、厳正に対処することとしている。

エ) 在留資格「興行」に係る上陸許可基準の改正

175. 2005年3月15日、演劇等の興行に係る活動を行う外国人芸能人に関し、その従事しようとする活動について、外国の国等が認定した資格を有することという規定の削除を内容とする在留資格「興行」の上陸許可基準を定める法務省令（以下、「基準省令」という。）の改正を実施した。

176. さらに、2006年3月13日には、「人身取引対策行動計画」に従って、在留資格「興行」の基準省令を抜本的に見直し、当該外国人を受け入れる本邦の機関に係る要件を厳格化すること等を内容とする一部改正を行い、同年6月1日から施行されている。

オ) 人身取引議定書の締結承認

177. 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）は、2005年、第162回国会において締結の承認を得た。

（2）人身取引の現状

ア) 検挙状況

178. 2005年中における人身取引事犯の検挙件数は81件（前年比+2件）、検挙人員は83人（同+25人）で、その内訳は経営者等が57人、ブローカーが26人である。

179. 刑法に新設された人身売買罪を初適用して、インドネシア人女性2人を買収した台湾出身の被疑者2人と売り渡したインドネシア人被疑者2人を検挙した。

イ) 被害者の実態

180. 2005年中に、9か国117人（同+40人）の被害者を確認した。国籍等別では、インドネシア44人（被害者総数の37.6%）、フィリピン40人（同34.2%）、タイ21人（同17.9%）で全体の約90%を占める。検挙状況の詳細表は統計資料21のとおりである。

181. 法務省入国管理局が2005年に保護又は帰国を支援した人身取引等の被害者は115名（全員女性）で、うち不法滞在の状態に陥っていた47名については在留特別許可を与えた。なお、人身取引等の関連情報を関係機関等とも緊密に連携して収集し、情報をデータベース化して分析することにより、潜在的な被害者の更なる発見等、その実態把握に取り組んでいる。

ウ) 政府協議調査団・在外公館を通じた連絡強化・関係情報収集

182. 諸外国政府及び関連機関との協力体制の強化及び情報交換の促進を図っていくため、政府協議調査団の派遣や在外公館等を通じ、先方政府機関やNGO等との連絡強化を行い、関連情報の収集を推進している。

（3）被害者対策、防止策、広報・啓発

ア) 被害者対策

（i）婦人相談所の人身取引被害者シェルターとしての活用

183. 各都道府県に設置されている婦人相談所（47か所）では、女性の様々な相談に

応じて支援を行っており、必要な場合は緊急に生活の場を提供するため一時保護を行っている。婦人相談所においては、国籍、年齢を問わず、女性に関する様々な相談に応じており、人身取引被害者の公的シェルターとして活用している。なお、2005年度の保護実績は112名。2001年からの実績は統計資料22.2)のとおりである。

(ii) 民間シェルターによる人身取引被害者の一時保護

184. 2005年度から、従来の実績や所在地の秘匿性等から、より適切な保護が見込まれる場合等に、婦人相談所からの委託により、民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護を実施している。2005年度の一時的保護委託の実績は上記112名のうち52名である。

イ) 防止策

(i) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正

185. 2005年11月、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課すことなどを内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正が行われた。

(ii) 偽変造の旅券及び査証による入国の防止

186. 人身取引加害者である外国人ブローカーや人身取引被害者である女性は偽変造した旅券や査証を行使して入国をしようとする可能性が高いため、我が国の各空港等においては、随時、偽変造文書鑑識機器の配備充実に努めるとともに、入国管理局職員に対する鑑識技術、知識についての教育を実施し、これら人身取引犯罪に繋がる事案の発生を未然に防止するよう努めている。

187. また、入国審査時に人身取引である可能性が高い事案を認知した場合には、第一に被害者の保護を念頭に審査を実施し、加害者については、事案に応じて警察等関係機関への通報や上陸拒否の措置を的確に執るとともに、被害者に対しては、関係機関とも連携の上、その身体の安全を保護するために最善の措置を講じることとしている。

ウ) 広報啓発活動及び調査研究

188. 女性に対する暴力をなくしていく観点から、内閣府と警察庁は、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般及び本邦に居住する外国人に対し、人身取引根絶のための対策に関するポスターやリーフレット、ビデオを作成配布するなどの広報啓発活動を実施している。

189. また、独立行政法人国立女性教育会館では、2005年度より人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究を実施するとともに、2006年2月には、外務省、国際移住機関（IOM）と共催で、人身取引に関する国際シンポジウムを開催した。

(4) 国際機関との連携、国際協力・支援等

ア) 国際機関との連携

190. 被害者の保護について、国際移住機関（IOM）等の国際機関と連携を図り、被害者の円滑な帰国支援（人身取引被害者の帰国のための財政支援等）を行っているほか、国連に創設された「人間の安全保障基金」を通じて国際機関が実施する様々なプロジェクト

トを支援してきている。

191. また、人身取引に係る国の在京大使館、国際機関、NGO等と警察庁との間においてコンタクトポイントを設け、人身取引事犯について、いつでも情報連絡が取れる体制を構築している。また、年1回これら大使館等の関係者が一堂に会するコンタクトポイント会議を開催し、人身取引事犯に関する情報交換や意見交換を行っている。

イ) 国際会議開催 (バリ・プロセス)

192. 2005年6月27から28日にかけて、東京にて、バリ・プロセス「人身取引撲滅のための関係省庁間による行動計画策定に関する作業部会」を開催し、46の政府、6つの国際機関及びNGOが参加し、人身取引対策について協議した。

ウ) 政府調査団派遣

193. 人身取引問題により効果的に取り組むため、関係省庁からなる政府調査団を、2004年9月にタイ及びフィリピンに、また2005年1月に、コロンビア及び米国に、2005年7月にロシア、ルーマニア、ウクライナ及びフランスに、2006年5月にタイ及びインドネシアに派遣した。

エ) 二国間協力

194. 2006年5月、バンコクにおいて人身取引に関する日タイ共同タスクフォースの設置が合意された後に、第1回会合が開催され、今後両国間で人身取引の撲滅に向け一層協力関係を促進していくことが確認された。

オ) 児童のトラフィッキング問題に対する取組

195. 2003年2月、我が国はUNICEFとの共催により、「児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム」を開催した他、2005年10月には、UNICEFの実施する「東南アジア人身取引対策」(フィリピン、タイ)に対し約65万ドルを拠出した。

196. また、警察では、2002年から毎年、東南アジア各国の警察・司法機関及びNGOの代表者等を我が国に招へいして、児童の商業的・性的搾取問題に係るセミナー及び捜査官会議を開催(2005年11月で4回目)し、東南アジアにおける取組状況等について意見交換を行っている。また、2005年11月、「人身取引・不法移民及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会合」のフォローアップ・プロセス(バリ・プロセス)における「児童買春に関する地域戦略セミナー」(タイ・バンコク)へ参加し日本警察の取組について紹介するとともに、各国の捜査機関等と情報交換を行っている。

カ) スマトラ沖大地震・津波支援

197. 子どもの人身取引防止対策等のため、国際機関(国連児童基金(UNICEF)、国際移住機関(IOM)、世界保健機関(WHO))を通じ、「津波被害子ども支援プラン」を実施した。

2. 日本の性産業に関する一層詳細な情報

(1) 売買春の実態

ア) 売春関係事犯の検挙状況

198. 売春関係事犯については、売春防止法、児童福祉法、職業安定法、児童買春・児童ポルノ禁止法等を適用し取り締まっている。最近5年間における売春関係事犯の検挙件

数は、統計資料23のとおりである。また、売春防止法違反事件及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の検察庁における受理状況は統計資料24及び29. 2)のとおりである。

イ) 外国人女性の売春事犯

199. 最近5年間における売春事犯に関与した外国人女性の現状は、統計資料25のとおりである。これら外国人女性は、短期滞在、興行等の在留資格で入国したり、偽造旅券を使用して不法入国したりして飲食店等において売春を行っている。

ウ) 多様化する売春事犯

200. 売春事犯の形態は、ピンクビラ等を公衆電話等に貼り付けることによって客を誘引するものに加え、インターネットのホームページ等で宣伝することにより、客を誘引するデートクラブ等の派遣型売春が全国的にみられるほか、携帯電話のいわゆる「出会い系サイト」を利用した売春、また、依然として風俗営業店等における各種接客業を仮装して行う売春、さらには外国人女性等が飲食店等においてホステスとして稼働しながら売春に従事する事犯がある。

201. さらに、いわゆる「援助交際」とはもともと金銭的対価を受けることを目的とした性的な交際を意味していたが、最近では、特に少女によるこうした行為を指す言葉として使用されており、いわゆる「援助交際」は近年急速に拡大している。

202. 最近5年間のわいせつ物頒布等事犯及びコンピュータネットワークを利用したわいせつ物頒布等事犯の検挙状況は、統計資料27及び28のとおりである。

(2) 売買春及び性的搾取に対する措置

ア) 児童買春等の防止

(i) 児童の売買を含む商業的性的搾取問題に対する取組の強化

203. 2001年2月、我が国は、1996年にストックホルムにて開催された「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」のフォローアップとして、「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」を策定した。さらに、2001年12月には、日本政府はUNICEF及び国際NGOとの共催により、横浜にて「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催する等、関係省庁と協力しつつ本問題に取り組んできている。

204. また、我が国は、2005年1月、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を締結し、その実施に努めてきている。

(ii) 日本人海外旅行者に対する啓発

205. 外務省作成の日本人海外旅行者向け海外安全対策に関する冊子の中で、児童買春が犯罪である旨明記し、児童買春の発生防止のための広報を行っている。

(iii) 児童買春、児童ポルノ事犯への取組

206. 児童買春、児童ポルノ事犯は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、2004年に改正された児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童買春、児童ポルノの取締りに積極的に取り組むとともに、2003年6月に制定された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引

する行為の規制等に関する法律」（以下「出会い系サイト規制法」という。）に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行っている。

207. また、児童ポルノについては、インターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築に向けて取り組むなど、関係機関等との情報交換の緊密化を図っている。

208. 日本国民による児童買春等の国外犯の取締りについては、外国の捜査機関との緊密な捜査協力等により積極的な事件化に努めており、児童買春・児童ポルノ禁止法施行後2005年末までに8事件14人を検挙している。

(iv) 多様化する売春の防止

209. いわゆる「援助交際」に代表される児童買春については、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童買春の相手方に対する取締りの徹底を図るとともに、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の取締りを行っている。また、児童に対しては、こうした犯罪の被害に遭わないよう広報啓発を行うとともに、適切な立直り支援を行うよう努めているほか、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進している。

イ) 途上国へのセックス観光

210. 旅行業法第13条第3項においては、旅行地の法令に違反する行為を行うこと及び旅行地の法令に違反するサービスの提供を受けることに旅行業者が関与すること等を禁止している。政府においては、従来より日本人旅行者の海外旅行の健全化に向けて、旅行業者に対し、関係法令の遵守徹底を促すなど、指導・監督を行ってきた。

211. また、旅行業協会においても、各研修を通じて、旅行会社の従業員に対する教育を行うなどの自主的な取組が継続的に行われている。

212. さらには、2005年3月に（社）日本旅行業協会、（社）日本海外ツアーオペレーター協会及び大手旅行会社60社が、UNICEFが進める「旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護に関する行動規範」に調印し、業界を挙げて買春防止に取り組んでいる（現在までに、調印した大手旅行会社は67社となっている）。

(3) 売春に従事した女性に対する保護

ア) 要保護女子の保護更生

213. 売春防止法において、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の保護更生に関する事項を規定しており、具体的には、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が規定されている。

214. 婦人保護事業においては、昨今の社会経済状況等の変化を踏まえ要保護女子の範囲について、売春経歴を有する女子のほか、家庭関係の破綻、生活の困窮、性被害等社会生活を営む上で困難な問題を有しているなどの女子とし、保護、支援している。

215. 婦人相談所では、要保護女子に対し、各般の相談に応じるとともに、必要に応じて緊急に生活の場を提供するため一時保護を実施している。

216. 婦人相談員は、都道府県知事及び市長が委嘱し、婦人相談所、福祉事務所等に配置され、要保護女子の相談、指導を行っている。

217. 婦人保護施設は、全国に50か所設置されており、入所者に対し、生活指導、職業訓練等を行っている。また保護された女子は、就職、自営、帰宅、帰郷、他機関・施設への移送等の理由により退所している。（保護件数は、2002年度～2004年度で5,509件。）

イ) 少女への支援

218. 2003年12月、政府は、「青少年育成施策大綱」、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。これらの中に、関係機関等が連携した少年を支援するためのチーム（少年サポートチーム）の形成等が盛り込まれたことから、政府では、2004年9月、「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」（少年非行対策課長会議申合せ）を取りまとめた。警察では、これらの趣旨を踏まえ、都道府県警察に設置された少年サポートセンターを中心に、関係機関等と連携して、非行、犯罪被害等の問題を抱えた少年に対する指導、助言等、少年の立直り支援活動を行っている。

219. また、警察では、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪の被害により精神的ダメージを受けた少年に対するカウンセリングや保護者等と連携した環境調整等による継続的な立直り支援を実施している。

220. さらに、児童買春に係る被害児童の立直り支援を行い、再被害を防止するよう努めている。

ウ) 外国人女性の保護

221. 2005年中に不法滞在状態にあり、売春をさせられていた人身取引等の被害者（外国人女性）20名に対して、在留特別許可を与えた。なお、これら人身取引等の被害者である外国人女性の保護については、婦人相談所等の関係機関、出身国の在日公館、女性の保護・支援活動等を行っているNGO等と連絡を取り合って対応している。

（4）啓発活動・性教育等

222. 第12条で記述する。

第7条（政治的及び公的活動における差別の撤廃）

1. 公的分野における女性の参画状況

223. 日本における政策・方針決定過程への女性の参画状況は、男女共同参画の国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）では2005年に世界第43位であるなど極めて不十分な状況にある。日本は、GEM上位先進国に比べ、「国会の議席数に占める女性の割合」及び「管理職に占める女性の割合」が低いことから、こ

の現状を周知し、女性の政策・方針決定過程への参画を更に促すよう努力している。

(1) 女性国会議員

224. 第44回総選挙後(2005年9月時点)の衆議院の女性議員は43名、9.0%、(第43回総選挙後(2003年11月時点)34名、7.1%)、第20回通常選挙後(2004年7月時点)の参議院の女性議員は33名、13.6%(第19回通常選挙後(2001年7月時点)38名、15.4%)となっている。

(2) 女性閣僚等

225. 2006年1月では、2名(9.1%)の女性閣僚、1名(4.5%)の女性副大臣、7名(26.9%)の女性政務官が就任している。また、2005年10月、男女共同参画担当大臣として、初めて女性が就任した。

(3) 司法における女性

226. 裁判官数、検察官数及び司法試験合格者数は、統計資料34~36のとおりである。

227. 女性初の最高裁判事が1994年2月に任命され、1997年9月までその職にあった。さらに、2001年12月には、女性で2人目の最高裁判事が任命された。また、2005年4月現在、2名の女性裁判所長が在職している。裁判官、検察官に占める女性の割合は、いずれも引き続き増加している。なお、司法試験合格者に占める女性の割合も増加しており、近年、20%台で推移している。

(4) 女性国家公務員

228. 国家公務員の管理職に占める女性の数と割合は、2004年度末現在142名、1.7%と依然として低い状況にあるものの、2000年度末では122名、1.3%であり、増加傾向にある。一方、国家公務員全体に占める女性の数と割合は、ここ数年横ばい状況となっている。

(5) 女性知事、首長等

229. 2005年12月現在、女性の都道府県知事は4名となっている。また、女性の市区長は9名、町村長は6名となっている。

(6) 女性地方議員

230. 地方議員における女性の比率は徐々に高まっており、2005年12月現在、都道府県議会、市・特別区議会、町村議会の全議員48,652名中4,263名で8.8%(2001年12月現在6.8%)となっている。

(7) 女性地方公務員等

ア) 女性地方公務員

231. 地方公務員(一般行政職)全体に占める女性の割合は24.7%、係長級以上でみると15.2%、課長級以上でみると4.1%(2005年4月1日現在、総務省調査)となっており、増加傾向にある。

イ) 教育委員会

232. 地方公共団体の執行機関である教育委員会の委員に占める女性の数と割合は、2003年5月現在3,325名、24.8%（2001年5月現在21.4%）となっており、増加傾向にある。

ウ) 女性警察官

233. 2005年4月1日現在、都道府県警察に勤務する女性警察官の総数は、約1万1,600人（全警察官の約4.7%）で、10年前の約2倍に増加した。

234. その職域も、現在、地域、交通、生活安全、刑事、警備等幅広い分野に広がっており、特に、ストーカー事案、配偶者からの暴力、児童虐待への取組、性犯罪に係る被害者対策等の分野では、女性警察官の能力や特性が発揮される場面がますます増加している。

235. 女性警察官の積極的採用・登用を推進するために、セクハラ防止対策の推進、ベビーシッター制度の充実、当直室・更衣室・シャワー室の整備等の制度・施設面の整備充実にも努めている。

第8条（平等の条件での国際的活動への参加）

1. 国際分野における政策決定への参画状況

（1）国際会議への女性の参加

236. 各種国際会議における日本政府代表団等の女性メンバーは増加傾向をたどっている。2002年5月以降2006年5月1日までの間、内閣により代表、代表代理並びに顧問が任命された国際会議政府代表団等は119あるが、そのうち約25%にあたる30の国際会議に女性の代表等が任命（閣議決定によるもの）された。

（2）海外における勤務

ア) 国際機関等

237. 国連事務局における日本人職員に占める女性の比率は、2002年6月末の57.7%から、2005年6月末には59.5%となっており、日本人女性職員の数は、過去最高の66人となった（国連資料）。

238. また、国連を含む主な国際機関において、専門的な事業に携わる日本人女性職員の数は増加傾向にあり、2002年の333人から、2006年には430人となった（外務省調べ）。

239. 2005年12月末現在における日本人の女性幹部職員としては、国連合同職員年金基金事務局投資管理サービス局長、UNEPバーゼル条約事務局長、UNIDO事務局次長等が挙げられる。

イ) 大使

240. 我が国の女性の大使は、1980年に初めて就任して以来、歴代12人である。うち2005年12月1日現在、2人が駐イタリア大使及び駐ノルウェー大使として在任中であり、我が国の全大使の約1.6%に相当する。

ウ) 在外公館の女性職員

241. 2006年5月1日現在、我が国の外務省（本省及び在外公館）において1,246名の女性職員が勤務しており、総職員数に占める割合は約22%である。内、在外公館に勤務する女性職員は481名であり、これは在外公館職員の約15%である。

エ) 国際平和協力活動への派遣

242. 2006年4月末日現在、東ティモール等における国際平和協力業務にのべ28名の女性自衛官が、インドネシア・スマトラ島沖大地震及びインド洋津波等への対応としての国際緊急援助活動等に14名の女性自衛官が、イラクにおける人道復興支援活動等に104名の女性自衛官が、そしてインド洋における国際テロ対応のための協力支援活動に16名の女性自衛官が参加し、衛生、輸送、通信業務等を担当した。

(3) ジェンダーと開発 (GAD : Gender And Development)

ア) ODAによる取組

243. 世界で貧困状態にある11億人の約70%は女性とも言われ、世界の非識字者の3分の2を女性が占める等の状況の中、これまで我が国は1995年に発表した「開発途上国の女性支援 (WID) イニシアティブ」に基づき、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加の3分野に焦点を当てて、総額72億ドル以上の支援を実施してきた。

244. しかし、依然としてジェンダー不平等は存在している。また、紛争、感染症の蔓延、人身取引、大規模な自然災害など、特に女性や子どもに深刻な影響を及ぼす新たな課題への対応が必要となってきた。

245. こうした認識に基づき、我が国は2003年8月に改定したODA大綱において男女共同参画の視点の重視を明記した。また2004年4月、男女共同参画会議においても、男女共同参画の視点が政府開発援助における公平性、有効性、効率性の確保から重要であること、WIDイニシアティブをすべての分野を対象としたものと改定すること等を提言した。

246. 2005年3月、我が国は、「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」を発表し、ODA全般におけるジェンダー主流化や、開発途上国の制度・政策面の支援等を通じて、ジェンダー不平等の要因にも対処することを目指している。

イ) 教育分野の国際交流・協力

247. 我が国では、「万人のための教育」を主導するユネスコへの協力を通じて、「ダカール行動の枠組み」で示された目標へ向けた取組に貢献するため、①ユネスコの「万人のための教育信託基金」への拠出、②(財)ユネスコ・アジア文化センター (ACCU) 及び(社)日本ユネスコ協会連盟によるアジア太平洋地域等における識字教育への支援等、③独立行政法人国立女性教育会館による海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者等への研修、カンボジアの省庁職員を対象とした男女共同参画の視点に立った政策立案能力の向上及びジェンダー主流化の促進を図るための研修 (2004年度から) 等を実施している。

ウ) 国際ボランティア貯金

248. 総務省では、「国際ボランティア貯金」の寄附金の配分を通じて、開発途上国でNGOが実施する識字事業、保健衛生・栄養・生活改善指導、職業技術指導等により女性の自立を支援している。

エ) アフガニスタン女性への支援

249. 2002年1月、日本においてアフガニスタン復興支援国際会議が開催され、共同議長最終文書において、女性の権利及びジェンダーの問題が復興プロセスにおいて十分に反映されるべきであることが示された。これらを受け、同年2月から、内閣官房長官の懇談会として「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」が開催され、同年5月に報告書「アフガニスタンの女性支援について」が取りまとめられた。

(4) 「北京+10」閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）への参加

250. 第4回世界女性会議のフォローアップ会合である第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（2005年2月28日～3月11日）には、西銘順志郎内閣府大臣政務官（当時）を首席代表とし、目黒依子政府代表、外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、NGO代表（3名）等計24名からなる日本政府代表団が出席した。なお、日本政府代表団のうち14名（58%）が女性、政府代表も女性であった。

251. 我が国は首席代表ステートメントにおいて、北京会議以降男女共同参画社会の形成を目指して取り組んできた施策とその成果について報告を行うとともに、人身取引対策の進展や国際協力（GADイニシアティブの発表）について触れ、今後の一層の取組の推進について決意を表明した。

252. 宣言案及び決議案を巡る交渉等に、我が国は積極的に参加・貢献した。また、会期期間中にサイドイベント「ジェンダー平等推進のための日本の貢献：GADイニシアティブの発表」を開催し、我が国がODAにおいてジェンダーの視点を重視していくことを積極的に広報した。

2. 関連国連会議等文書の実施について

253. 男女共同参画基本計画（第2次）の策定に当たっては、「北京+10」世界閣僚級会合の成果について、その取入れを図るための必要な施策を盛り込んだ。

254. また、第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）、第60回国連総会首脳会合等に際し、その準備段階、会議終了後の報告会、各種刊行物やHPなどを通じ、成果文書、ナショナルレポート、ステートメント等の情報の広報に努めている。

255. さらに、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための「聞く会」（2002年5月から2006年5月の間、計10回）、「女性2000年会議」のフォローアップのため基調講演やパネルディスカッションを行った男女共同参画グローバル政策対話（2001年から毎年1回）や第4回世界会議より10年を記念して基調講演やパネルディスカッションを行った「北京+10」記念シンポジウムなど各種会議を開催し、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努めた。

3. 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催

256. 2006年6月30日、7月1日に、東アジアの男女共同参画担当大臣会合を東京で開催した。同会合は、我が国が主導し、議長国を務め、参加全16カ国・2国際機関（中国、韓国、ASEAN10カ国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、日本、

ESCAP、UNDP)のうち14の国・国際機関から大臣クラスの参加を得、有意義な報告や議論がなされたとともに、本閣僚会合を年次開催するプロセスを立ち上げる決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ」が全会一致で採択された。

257. 会議では、各出席者より東アジアという地域で男女共同参画をテーマに閣僚会合を開催することの意義が深いことが確認され、今回の会合は、東アジアにおけるジェンダーの平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩であると評価された。更に、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた我々のこの連携がよい模範となり、国際社会に発信されるよう努力することが合意された。

第10条（教育の分野における差別の撤廃）

1. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1) 初等中等教育及び高等教育の充実

258. 学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互協力・理解、家庭生活の大切さなどについての指導の充実、教科書や教材における配慮、教員の養成・研修面での充実を推進するよう、文部科学省から都道府県の教育委員会等に対して情報提供、指導、援助を行っている。現行学習指導要領においては、男女相互の理解と協力に関する内容を充実しており、その趣旨の徹底を図っている。

259. 高等教育機関における教育・研究活動では、男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう努めるとともに、様々な学問分野への女性の参画を促進している。

(2) 社会教育

ア) 地域における事業

260. 文部科学省では、男女共同参画意識を高め、固定的な男女の役割分担にとらわれない意識を醸成するため、学習プログラムの開発や学級・講座の開設などの学習機会の提供を推進してきている。

261. また、第5回報告に記述した幼児期から個性を大切に、男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するための調査研究事業については、2002年度まで実施した。

イ) 家庭教育に関する学習機会の充実

262. 第5条2で記述した。

(3) 教育・学習機会の充実

263. 生涯学習社会の構築を目指し、文部科学省においては、生涯学習政策局を設置しているとともに、中央教育審議会には生涯学習分科会を設置し、女性のキャリア形成等も含め、生涯学習の推進に関する重要事項の調査審議を行っている。

264. 地方公共団体においては、生涯学習審議会などの行政組織の整備、生涯学習振興計画の策定、生涯学習推進センターの整備などの取組が進められている。

265. 社会人となった後でも、高度で先端的な知識や技術を学びたいときに学ぶことができるよう、大学・専門学校等における編入学の受入れ、社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座等の実施を促し、生涯学習機能の充実を図っている。

266. さらに、放送大学においても、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用した大学教育の機会の充実を図っている。

(4) 女性のエンパワーメント

267. 家庭や地域活動の両立を支援する学習事業については、2002年度まで実施し、報告書を作成し、事業成果の普及を図った。

また、2003年に「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」を設置し、女性一人一人が置かれた状況に対応して、柔軟にキャリア設計したり学習したりできるように、「生涯学習プログラム」の充実等について検討を行った。

268. これを受け、2004年度からは学習者のニーズに応じた学習相談等のサービスの提供等、2005年度からは地域社会の方針決定の場へ参画するための資質能力の向上を図るための実践的な研修についての事業を実施している。

269. さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、生涯学習を活用した女性のキャリア形成支援の在り方について調査研究、ロールモデル集の作成及びキャリア支援情報提供システムの構築、女性のエンパワーメントセミナーを実施している。

(5) 科学技術分野における女性の活躍支援

270. 科学技術分野における女性の活躍促進を支援していくため、2006年度より、研究と出産・育児等との両立を支援するための優れた取組を行う機関への経済的支援、特別研究員事業における出産・育児等による研究中断からの復帰支援、及び女子生徒の進路選択支援のための情報提供等に取組むこととしている。

271. 独立行政法人国立女性教育会館では、科学者・研究のロールモデルを紹介するとともに、女子高校生と研究者や大学生との交流を目的とするシンポジウムを実施した。

(6) 教育分野関係者への研修

272. 学校における男女共同参画の推進等を図るため、独立行政法人教員研修センターにおいて男女共同参画社会についての研修を行っている。

273. さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、教育職員の男女平等に関する理解の促進に必要な知識の習得等を目的としたセミナーを2003年度まで実施した。2004年度からは、教員、指導主事、女性関連施設職員等を対象に男女共同参画の視点から、キャリア形成支援の推進に関する実践的研修を実施している。

(7) 「持続可能な開発のための教育の10年」の推進

274. 2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において、日本政府が提唱した「国連持続可能な開発のための教育の10年」は同

年国連総会において決議が採択され、2005年から開始されている。男女間の公平などを含む、持続可能な社会づくりを目指す持続可能な開発のための教育を推進するため、関係省庁の連携の下、我が国として実施計画を策定した。

2. 独立行政法人国立女性教育会館

275. 国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、以下の事業を行うことにより、女性教育の振興を図っている。文部科学省は、国立女性教育会館をはじめ各地の公私立女性教育施設が行う各種の活動を支援している。

(1) 研修・交流事業

276. 全国規模の研修・交流事業としては、女性教育指導者に重点化したセミナーや「女性関連施設相談担当者実務研修」、「子育てネットワーク研究交流協議会」を実施した。

277. また、全国4カ所の女性関連施設・生涯学習センター等との共催により「国立女性教育会館推進フォーラム」を引き続き実施し、2005年は「北京+10」世界閣僚級会合の結果を踏まえたフォーラムを実施した。さらに、国際フォーラムや海外からの研修生を対象とする取組を行った。

(2) 調査研究事業

278. 専門的な調査研究として「女性と男性に関する統計の調査研究」を継続的に実施するとともに、新たな課題に対応した調査研究を行い、その成果を各種事業に反映させている。

(3) 情報収集・提供事業

279. 同会館の女性教育情報センターでは、女性及び家庭・家族に関する国内外の資料・情報を収集し、閲覧・貸出等を行っており、2006年3月からは広範囲の女性情報へのアクセスが一元的にできる「女性情報ポータル」を構築・提供している。

280. また、海外への情報提供や、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）のアジア太平洋地域における女性情報ネットワーク（WINAP）の情報のフォーカルポイントとして国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等との女性情報ネットワークの拠点として活動の充実を図っている。

3. 進路・就職指導の充実

281. 第11条3で記述する。

第11条（雇用の分野における差別の撤廃）

1. 男女雇用機会均等確保対策の推進

(1) 男女雇用機会均等に関する法制の強化

282. 厚生労働省では、2002年11月から学識経験者による男女雇用機会均等政策研究会を開催し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱

い、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの効果的推進方策の4つの事項について検討を進め、2004年6月に報告書を取りまとめた。

283. 2004年9月から、この報告書も受け、男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において議論を進め、2005年12月に今後の男女雇用機会均等対策について同審議会から建議がなされた。

284. これを受け、2006年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布された。この改正法は、2007年4月から施行されている。また、男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、改正法と共に施行されている。

主な改正点は以下のとおりである。

(男女雇用機会均等法)

1) 性差別禁止の範囲の拡大

(i) 性別を理由とする差別の禁止

285. 改正点は以下のとおりである。

イ 募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年及び解雇についての女性差別を禁止していたが、これについて、性別を理由とする差別を禁止することとしたこと。

ロ 「配置」についての差別に、「業務の配分」や「権限の付与」についての差別が含まれることを明記したこと。

ハ 降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨及び労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止することとしたこと。

(ii) 間接差別の禁止

286. 間接差別について定める規定を新たに設けることとしたこと。具体的には、雇用の分野における性別に関する間接差別として、①性別以外の事由を要件とする措置であって、②他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして、厚生労働省令で定めるものを、③合理的な理由がないときに講ずることを禁止したこと。

287. この規定により、労働者側が一方の性の構成員に相当程度不利益を与えているとの証明を行わなくても、事業主は合理的な理由がなければ、厚生労働省令に定める措置を講じてはならないこととなっている。

288. また、厚生労働省令については、今後、判例の動向や労使のコンセンサスの状況等をみつつ、機動的に、追加、見直しを図ることとしている。

289. なお、厚生労働省令においては、労働政策審議会において妥当とされた「労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること」、「コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって転居を伴う転勤に応じることが出来ることを要件とすること」、「労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること」の3つの措置が規定された。

290. また、男女雇用機会均等法の改正に伴い、関連する指針が改正され、間接差別の

一般的な定義が明確に示された。さらに、政府は、省令で規定されたもの以外についても、男女雇用機会均等法違反ではないものの、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性がある旨、パンフレット等に記載し、周知啓発している。

2) 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止

291. 改正点は以下のとおりである。

(i) 女性労働者が妊娠し、出産し、又は産前産後休業を取得したことを理由とする解雇を禁止していたが、これに産前休業を請求したことその他厚生労働省令で定める事由を理由とする解雇の禁止を加えるとともに、その雇用する女性労働者に対するこれらの事由を理由とする解雇以外の不利益な取扱いを禁止することとしたこと。

(ii) 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は事業主が当該解雇が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とすることとしたこと。

3) ポジティブ・アクションの促進

292. ポジティブ・アクションを実施する事業主に対し、国が援助を行うこととしていたが、ポジティブ・アクションの実施状況を開示する事業主への援助も行うこととしたこと。

4) セクシュアル・ハラスメント対策

293. 女性に対するセクシュアル・ハラスメントについて事業主に配慮義務を課していたが、これを措置義務とするとともに、男性労働者に対するセクシュアル・ハラスメントに係る措置を追加することとしたこと。

5) 男女雇用機会均等の実効性の確保

294. 改正点は以下のとおりである。

(i) セクシュアル・ハラスメント及び母性健康管理措置について、調停及び企業名公表の対象に追加することとしたこと。

(ii) 報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者を過料に処することとしたこと。

(労働基準法)

1) 女性の坑内労働の規制緩和

295. トンネル建設や鉱山における女性の坑内労働は原則として禁止されていたが、妊産婦及び人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるものを除き、この規制を解消することとしたこと。

(2) 男女雇用機会均等法の施行状況

296. 男女雇用機会均等法により募集・採用から退職に至るまでの雇用管理の各ステージにおける女性への差別的取扱いが禁止されており、企業における雇用管理については、制度面では男女均等取扱いは確実に浸透してきている。しかしながら、依然として採用選考の段階で女子学生等に不利な取扱いがみられる。また、管理職に就く女性の比率は、徐々に増加しつつも未だ低く、妊娠・出産等を理由とした解雇や、退職・解雇に関し女性に対して差別的取扱いをする事例がみられるなど、実態面での男女均等取扱いに問題がみ

られる。

297. 雇用均等室では、男女雇用機会均等法に関し、女性労働者、企業等から、年間約2万件の相談を受けている。また、雇用均等室では、事業所に出向き、男女雇用機会均等法遵守状況について報告徴収を求め、その結果に基づく指導を計画的に行っているが、男女雇用機会均等法違反について年間約5千1百件の是正指導の他、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するためのポジティブ・アクションについても助言を行っている。

(3) 男女雇用機会均等実現に向けた取組

ア) 行政指導

298. 男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、事実上の男女間の格差の大きい企業に対しては、その理由を具体的に把握し、問題点を踏まえ、積極的かつ具体的取組に関する助言を行っている。

299. また、コース別雇用管理制度等については、同制度導入企業の下で紛争が多いことを踏まえ、雇用均等室の行う計画的な事業所訪問の対象にコース別雇用管理導入企業を一定数含め、男女雇用機会均等法及び2000年6月に策定された「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、制度の内容及び運用実態を把握し、男女雇用機会均等法及び留意事項に沿った雇用管理となるよう指導等を実施している。

300. さらに、女子学生等の就職問題については、企業における募集・採用状況や女子学生等の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を行っている。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールが徹底されるよう、啓発指導を行っている。

イ) ポジティブ・アクション

301. 第4条で記述した。

ウ) セクシュアル・ハラスメント防止対策

302. 第2条で記述した。

エ) 個別紛争の解決

(i) 男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助

303. 男女均等取扱いに関する女性労働者と事業主との間の紛争については、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び紛争調整委員会の調停を積極的に実施することによりその解決を図っている。

304. 女性労働者と事業主との間の個別紛争の内容は、妊娠・出産等を理由とする解雇等の事案を中心に増加傾向にあり、2005年度は131件であった。このうち特に妊娠・出産等を理由とする解雇については、2000年度の53件から、2005年度の119件へと2倍以上になっている。紛争解決援助の申立のあった事案のほとんどは、都道府県労働局長の援助により解決しているが、こうした状況を踏まえ2006年3月に、厚生労働省は、妊娠・出産等を理由とする解雇の禁止を不利益な取扱いの禁止に拡大するとともに、妊娠中及び産後一年以内の解雇について、事業主が妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とすること等を内容とする男女雇用機会均等法等の

改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布され、2007年4月から施行されている。

(ii) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争解決援助

305. セクシュアル・ハラスメント等に関する個別紛争については男女雇用機会均等法における紛争解決援助制度としての都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び紛争調整委員会の調停の対象とはならず、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争の迅速かつ適正な解決を促進するための「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、都道府県労働局長の助言・指導又は紛争調整委員会によるあっせんにより解決を図っていたが、2006年3月に、厚生労働省は、セクシュアル・ハラスメント及び母性健康管理措置に関する個別紛争についても、男女雇用機会均等法における都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び紛争調整委員会の調停の対象とすること等を内容とする男女雇用機会均等法の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布され、2007年4月から施行されている。

2. 多様な就業形態における就業条件の整備

306. 本項に直接該当するものではないが、パートタイム労働者と派遣労働者に女性が多いことに鑑み、これらの就業形態に係る施策についても参考までに報告する。

(1) パートタイム労働

307. 近年、パートタイム労働者が増加し、我が国の経済社会において重要な役割を果たすようになる中で、パートタイム労働者の処遇を改善していくことは、女性の能力を促進する上で重要な課題である。

308. 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた事業主の自主的な取組を促進するとともに、2003年8月には、本法に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理改善等のための措置に関する指針」（以下、「パートタイム労働指針」という。）を改正し、パートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した処遇（均衡処遇）の考え方を具体的に示した。現在、パートタイム労働指針の浸透・定着に努めるとともに、助成金の支給などパートタイム労働者の処遇改善に取り組む事業主に対する各種支援事業を推進し、その取組を促進している。

(2) 派遣労働

309. 2004年度における派遣労働者数は、約227万人となっている。2005年における女性の占める割合は57.5%である。

310. 労働者派遣については、労働者の適正な就業機会が確保されるよう、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」等に基づき各般の施策が実施されている。なお、2004年には「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、職業紹介事業や労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、これらの事業に係る規制の見直し等所要の措置を講じた。

3. 柔軟な職業選択を可能とするための方策

(1) 職業能力開発

3 1 1. 各人の個性をいかしつつ就業形態の多様化等に対する的確な対応を図るため、①職業生活設計に即したキャリア形成支援システムの整備、②職業能力開発に関する情報収集・提供体制の充実強化、③官民協力による適正な職業能力評価システムの整備、④職業能力開発に必要な多様な教育訓練機会の確保等の施策について積極的に推進している。

3 1 2. 2005年度の公共職業能力開発施設（288校）における公共職業訓練（離職者訓練）の受講者は、男性35%、女性65%である。

(2) 進路・就職

3 1 3. 女性の就業分野や大学における専攻分野をみると、男性に比較して事務職や人文科学専攻に集中する傾向がみられ、女性自身が固定的な意識、考え方に基づき進路選択・職業選択を行うことで、企業の求人職種とのミスマッチを生じさせている一因ともなっている。こうした点も踏まえ、学校における進路指導については、男女の別なく、生徒が自らの生き方を考え、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう各種施策を推進している。

3 1 4. 就職指導については、各大学において学生に対するキャリア・ガイダンスや大学等の就職担当者及び企業の採用担当者の参加を得た情報交換・協議等を行う「全国就職指導ガイダンス」を実施している。また、大学関係の各種会議において、女子学生への就職支援の充実について要請を行っている。一方、経済団体との会議などにおいて、女子学生の均等な就職機会の確保等について協力要請を行っている。

3 1 5. さらに、女子学生等に対し、的確な職業選択が行えるようライフプランに沿った職業設計について考える機会の提供や、将来の産業・職業選択など就職に関する様々な情報提供等を行っている。また、進路指導担当者等に対しても、関連情報の提供を行い、的確な進路選択、職業選択が行われるよう支援している。

4. 女性と仕事の未来館

3 1 6. 女性が働くことを積極的に支援するための事業を総合的に展開する事業拠点である「女性と仕事の未来館」において、我が国の働く女性の歴史や現在・未来について展示するとともに、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、女性の起業支援、女子生徒の適切な職業選択のための情報その他働く女性に関する情報の提供等各種支援事業を行っている。

5. 同一価値労働同一報酬

3 1 7. 労働基準法第4条では、賃金について女性であることを理由とした差別的取扱いが禁止されている。実際に支払われている平均賃金（パートタイム労働者を除く。）の男女間格差を見ると、2005年においては女性は男性の65.9%となっており、徐々に縮小してきているが、その格差は国際的に見て大きいと認識している。男女間の賃金格差問題に関しては、学識経験者による「男女間の賃金格差に関する研究会」において検討を行い、2002年11月に報告書を取りまとめた。

318. 報告書においては、その要因として、①職階、勤続年数、年齢、学歴、手当が男女で異なること、②人事評価を含めた賃金制度の運用、雇用管理面の問題等によることが大きいことが挙げられ、格差解消への取組として、①公正・透明な賃金制度や人事評価制度の整備、②ポジティブ・アクションの実践、③仕事と家庭を両立しやすい（ファミリー・フレンドリーな）職場形成の促進などが重要であるとされている。

319. この報告書を受け、2003年に労使が自主的に男女間賃金格差解消に取り組むためのガイドラインを作成し、労使団体等を通じたパンフレットの配布などにより、その周知・啓発に努めている。

320. また、ポジティブ・アクションの積極的な推進や仕事と家庭の両立支援施策の充実に取り組むほか、男女間の賃金格差レポートを作成し、男女間の賃金格差の現状やその変化を継続的にフォローアップし、男女間の賃金格差問題への関心を高めるとともに、その縮小に向けた労使の取組の促進を図っている。

321. さらに、企業における適切な雇用管理の推進に資するため、性別役割分担意識解消のための教育研修プログラムを開発し、ビデオやチェックリストの形で広く活用を図っている。

6. 女性の家庭内の活動の実態

(1) 生活時間に関する基礎調査

322. 1976年より5年周期で「社会生活基本調査」の一部として生活時間調査を実施してきた。2001年調査では、従来のプリコード方式の調査票に加え、アフターコード方式の調査票を追加することにより、家事等、家庭内活動の時間量の詳細な把握や国際比較に資する基礎資料の充実を図った。2006年10月実施時も、同様の調査を行った。

7. 育児・介護期における条件整備の充実

(1) 家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策の強化

ア) 「少子化社会対策大綱」に基づく実施計画策定

(i) 少子化社会対策基本法

323. 2003年7月、少子化社会対策基本法が制定され、同年9月から施行された。

324. この法律は、我が国における急速な少子化の進展が、21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものであり、少子化の進展に歯止めをかけることが求められているとの認識に立ち、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的としたものである。

325. この法律に基づき、内閣府に、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。

(ii) 少子化社会対策大綱

326. 少子化社会対策基本法は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の策定を政府に義務付けており、それを受

けて、2004年6月、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

大綱では、「自立への希望と力」、「不安と障壁の除去」、「子育ての新たな支え合いと連帯—家族のきずなと地域のきずな—」という3つの視点と「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という政府が特に集中的に取り組むべき4つの重要課題及びこの重点課題を受けた当面の具体的な行動としての28の施策を掲げている。

(iii) 子ども・子育て応援プラン

327. 2004年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の具体的実施計画として、同年12月、少子化社会対策会議において「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が策定された。本プランは少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、国が、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005年度から2009年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げている。また、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値を設定している。

(iv) 新しい少子化対策について

328. 予想以上のスピードで進行している少子化に対応するため、2006年6月に少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

329. 新しい少子化対策では、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、仕事と子育ての両立支援の推進など働き方の改革を進め、これらの施策と併せて、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動を推進することとしている。

330. この「新しい少子化対策について」に基づき、出生率の低下傾向の反転に向けて少子化対策を一層強化することとした。

イ) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

(i) 育児・介護休業法等の改正

331. 仕事と家庭の両立支援策を充実するために、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」が2004年12月成立した。この法律の概要は、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間の延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇の創設である。

332. なお、2004年に実施した「女性雇用管理基本調査」によると、出産者に占める育児休業取得者の割合は、70.6%（女性）、配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合は、0.56%（男性）であり、2002年度の64.0%（女性）、0.33%（男性）に比べ、男女とも育児休業取得者割合は増加している。また、2004年度の育児休業取得者の男女比は女性96.1%、男性3.9%であり、2002年度的女性98.1%、男性1.9%と比較して、男性の取得率は上昇しているものの低い水準にとどまっている。

(ii) 両立支援に取り組む企業への支援

333. 2002年度より、小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に短時間勤務等の柔軟な働き方を整備し、利用させた事業主に対して助成を行っている。また、2005年度より、男性の育児参加を可能とするような職場作りに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して助成を行っている。さらに、2006年度には、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主に対する助成金を、5年間を限度として創設した。

(iii) 「次世代育成支援対策推進法」の制定

334. 次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、2015年3月までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられた「次世代育成支援対策推進法」が、2003年7月に成立した。

335. 同法においては、事業主における次世代育成支援への取組を促進するため、事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための一般事業主行動計画を策定することとされている。具体的には、301人以上の従業員を雇用する事業主は「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出る義務が、また、300人以下の従業員を雇用する事業主には同様の努力義務が課され、各事業主において計画に基づく取組を進めている。2006年3月末現在、301人以上の従業員を雇用する事業主の「一般事業主行動計画策定届」届出率は99.1%となっている。

(iv) 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」の改正

336. 全労働者一律の「年間総実労働時間1800時間」を目標として、計画的な労働時間の短縮を図る法律から、育児を始め労働者個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改正し、2006年4月1日に施行した。2006年度からは、計画年休制度の普及等による年次有給休暇の取得促進や長時間にわたる時間外労働の是正等に重点を置いた取組を推進するとともに、仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図るための周知啓発活動を展開することとしている。

(v) 在宅勤務に関するガイドラインの周知

337. 情報通信機器を活用した在宅勤務について、2004年3月に、適切な労務管理の在り方を明確にした「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定し、事業主等に周知・啓発を行っている。

(vi) 国家公務員における職業生活と家庭生活の両立を一層支援するための措置

338. 2003年10月に人事院に設けた有識者による研究会において、国家公務員の勤務時間制度の弾力化・多様化の観点から、次世代育成支援に関わる職業生活と家庭生活との両立支援のための方策について検討が進められてきた。

339. 人事院は、同研究会の中間報告における提言を踏まえて、2004年12月に規則を改正し、男性職員の育児参加休暇、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務等を新設した。

340. また、2005年2月には、両立支援のための環境の整備を図るため、各府省に「育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」を提示するとともに、連絡協議会を設けて各府省の取組をフォローアップしている。

341. さらに、人事院は、2006年8月に、仕事と育児を両立することができるよう育児のための短時間勤務制度の導入等のため国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われるよう国会及び内閣に対して意見の申し出を行った。

政府は当該意見の申し出を受け、育児のための短時間勤務制度の導入等のため、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を国会に提出し、2007年5月に成立・公布された。

(vii) 再就職・起業への支援

342. 育児・介護等を理由に退職し、将来的に再就職を希望する者に対する再就職の支援を行う「再就職希望者支援事業」を実施しており、2002年度より全国47都道府県で実施している。また、職業生活と家庭生活の両立を支援する従来の両立支援ハローワークに代えて、2006年度から新たに子供連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状態やニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介等を行うマザーズハローワークを設置し、再就職を希望する子育てする女性への就職支援を行っている。

343. また、起業支援についても、子育て女性のための起業助成制度の創設や、起業に関する情報提供を行うなど、各種支援を行っている。（詳細については、第4条3.

(2)ア)を参照。）

ウ) 保育サービスの充実

(i) 保育所の整備

344. 「待機児童ゼロ作戦」として、2002年度からの3年間で15万人を超える保育所等の受入児童数の増大を図る取組を推進し、2004年4月には待機児童数が5年ぶりに減少に転じた。また、2005年4月にも2年連続で減少し、待機児童数は約2万3千人となった。

345. さらに、待機児童が50名以上存在する市町村については、2003年の児童福祉法改正により、2005年度から待機児童の計画的な解消に向けた保育計画の策定を義務付けるとともに、2004年12月に策定された子ども・子育て応援プランにおいても、2007年度までの3年間で集中的に受入児童数の増大を図ることとしている。

346. なお、官庁街である霞ヶ関では初の保育施設として、文部科学省共済組合が民間企業に委託する形で2001年10月に「かすみがせき保育室」が開設された。利用者のニーズに応え、保育時間を夜10時までとしたり、一時保育を導入するなど多様な保育を実施している。また、入室希望者は多く、育児と仕事の両立を助けるものとしてその重要性はますます高まっている。

(ii) 保育に関する相互援助活動の推進

347. 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを設置している市町

村に対し、支援を行っている（２００６年度３月末４３７か所）。また、２００５年度より子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等にかかる緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録・あっ旋する緊急サポートネットワーク事業を展開している。

エ) 幼稚園における子育て支援

３４８．幼稚園においては幼稚園が保護者の多様なニーズに応じていく観点から、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに実施される「預かり保育」を推進しており、２００１年には全国の約５５％の幼稚園が実施していたが、２００５年には全国の約７０％の幼稚園が実施している。

８．少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書

３４９．男女共同参画会議の下に設置された「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」において統計データの分析を通じて少子化と男女共同参画の関係について調査検討を行っている。２００５年９月には女性労働力率と出生率の関係をとり上げて、両者の関係に影響する社会環境の検討を行った「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」を公表した。

３５０．報告書によれば、OECD 24か国において、女性労働力率も高く出生率が上昇している国の社会環境には、男性も含めた働き方の見直しや保育所整備等の両立支援、固定的性別役割分担の見直し、雇用機会の均等などが進んでいるという特徴がある。このことから、男女共同参画に関する施策の推進は少子化対策にも資するものであり、積極的な取組を進めている。

第１２条（保健の分野における差別の撤廃）

１．生涯を通じた女性の健康の保持増進

（１）「健やか親子２１」の策定等

３５１．２０００年に策定された２１世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子２１」は、国、地方公共団体、医療機関、国民など関係者が一体となって推進する国民運動計画の性格をもち、２０１０年までに達成すべき目標を定めている。

（２）健康支援事業

３５２．保健師等が、生涯を通じた女性の健康上の問題（婦人科的疾患及び更年期障害、妊娠、避妊、出産の悩み、不妊等）に関し相談指導、健康教育を行う事業を拡充した。また、相談担当者の研修を継続的に行った。

３５３．また、生涯を通じた女性の健康支援に関する研究や、骨粗鬆症など女性に多い疾病の原因解明・治療に関する研究を実施した。２００２年からは、新たに更年期に重点を置いた女性の健康支援に関する研究を行っている。

2. 妊娠・出産等に関する健康支援

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

ア) 思春期

354. 「健やか親子21」は、2010年までの目標として、10代の人工妊娠中絶及び性感染症罹患率を減少傾向とすることを掲げている。

355. 10代の人工妊娠中絶率は10.5（女子人口千対）（2004年）である。これを減少させるため、思春期の男女等を対象に、医師や看護師が性に関する不安や悩みについての相談に応じる思春期相談クリニック事業や、妊娠について悩んでいる者に対し、助産師等が相談に応じ、アドバイス、カウンセリングを行う事業を実施している。

イ) 妊娠出産期

(i) 妊娠から出産期における女性の健康支援

356. 我が国では、母子保健法（1965年制定）により、市町村等が母子保健サービスを行うことが定められており、同法に基づき、妊産婦、乳幼児等に対する保健指導及び健康診査、母子健康手帳による継続的な健康管理等が行われている。また、母乳育児の推進に取り組む自治体の取組等の紹介などにより、母乳育児の普及に努めている。

357. 「健やか親子21」は、2010年までの目標として、妊産婦死亡率の低下や妊娠・出産について満足している者の割合の上昇を掲げており、その達成に向けた取組を推進している。

358. 母子健康手帳の様式においては、父親の育児参加に関する記述や、働く父母の子育て支援の観点から育児休業などの職場における仕事と子育ての両立支援に関する制度の記述を拡充する等、働く女性の増加を踏まえた見直しを随時行っている。

(ii) 不妊専門相談サービス等の充実

359. 「健やか親子21」や「子ども・子育て応援プラン」においては、不妊に悩む者への支援を施策の一つにあげている。これらを踏まえ、2005年度には54か所の都道府県、政令指定都市で、不妊専門相談センターを設置するとともに、2004年度より不妊治療に要する費用の一部を助成している。

(iii) 周産期医療の充実

360. 我が国の妊産婦死亡、周産期死亡の現状をみると、2004年の妊産婦死亡数は49人、死亡率（出産10万対）は4.3である。2005年（概数）の乳児死亡率（出生千対）は2.8、乳児死亡の51.0%を占める新生児死亡の率（出生千対）は1.4、また周産期死亡率（妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数／出生数＋妊娠満22週以後の死産数×1000）は4.8で、年々低下している。

361. 「健やか親子21」では、妊産婦死亡率の半減及び世界最高水準の周産期死亡率の維持を2010年までの目標として設定しており、妊娠期から出産、小児期にいたるまでの高度な医療を提供するための周産期医療施設、小児医療施設を全国的に整備しつつ、引き続き都道府県単位で妊婦及び新生児に対する周産期医療についてのシステム体制の構築を推進している。

(iv) 女性の主体的な避妊のための環境整備

362. 1999年に低用量ピルの、また、2000年に女性用コンドーム等の使用が承認された。2005年に、母体保護法の一部改正が行われ、助産師を始めとする受胎調節実地指導員が受胎調節のために必要な薬剤を販売できる期限を従前の2005年までから2010年までの5年間の延長を行った。

(注) なお、妊娠中絶に関しては、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。

ウ) 成人期、高齢期

363. 骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患であり、高齢化の進展によりその増加が予想されることから、骨量が減少している者を早期に発見し、骨粗鬆症を予防することが必要である。

364. そのため、閉経前後の40歳、50歳の女性に対する骨粗鬆症検診を老人保健法の総合検診の中に位置付け、2000年からは、老人保健事業第4次計画においてより検診を受けやすくするため、独立した検診とした。さらに、2005年からは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対象年齢を拡大した。

(2) 適切な性教育の推進

ア) 学校における適切な性教育の推進

365. 若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加などが見られる今日、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女ともに正確な知識を持ち、自ら健康管理を行うことができるようにするとともに、生命尊重・人格尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要である。

366. そのため、学校において心のつながりや命の尊厳も重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。学校における性教育については、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図って行い、行き過ぎた内容とならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、適切な性教育の内容や進め方等については、国において検討を進め事例集の作成や指導講習会の開催などにより、各教育委員会に周知を図る。

367. さらに、中央教育審議会における議論の結果を踏まえ、今後の性教育の在り方について必要な見直しを進める。

イ) 性に関する学習機会の提供

368. 家庭や地域において性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう、家庭教育等を支援する学習機会を充実している。

3. 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

(1) HIV／エイズ、性感染症対策

369. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき1999年に策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下「エイズ予防指針」という。）に沿って、HIV／エイズに関し、国、地方公共団体、医療関係者や患者団体を含むNGO等が共に連携して、予防、医療等に係る総合的施策を進めている。

370. HIV感染者・エイズ患者は依然として増加しており、2005年には、感染者、患者の報告数が、前年に続き1000件を超え、また、HIV感染者の報告数を性別に見ると、男性769名、女性63名、また、エイズ患者の報告数は、男性340名、女性27名となっている。

371. このような予断を許さない状況を踏まえ、2006年3月にエイズ予防指針の改正を行い、人権に配慮しつつ、「正しい知識の普及啓発」、「保健所等における検査・相談体制の充実」及び「医療提供体制の再構築」について重点的に取り組んでいる。

(2) HIV／エイズに対する教育・啓発

372. 学校においては、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるようにするため、①エイズに関する小・中・高校生用教材の作成・配布、②教職員を対象とした研修会の開催、③エイズ教育情報ネットワーク整備事業を実施している。また啓発教材を作成し、2006年に中学生・高校生に配布している。

第13条（他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃）

1. 母子寡婦対策

373. 未婚の母を含め母子家庭の母及び寡婦に対しては、従来から母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法等に基づき、事業開始資金等の低利又は無利子での母子寡婦福祉資金の貸付けや、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業、児童扶養手当の支給などの各種施策を推進し、母子家庭の母及び寡婦の生活の安定を図るとともに自立の促進を図っている。

374. また、2002年の母子及び寡婦福祉法等の改正を受け、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援等の総合的な母子家庭等対策を推進している。

第14条（農村の女子に対する差別の撤廃）

1. 農村女性への特別配慮

(1) 農林水産業に従事する女性

375. 我が国の農林水産業に従事する女性の数は、農業については178万人（2005年 農業就業人口）、林業については1万人（2005年 林業就業者数）、漁業につ

いては3.6万人（2005年 漁業就業者数）で、それぞれ全体の53.3%、16.7%、16.3%を占めている。

376. このように我が国において女性は農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割も大きい。また、農山漁村における生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しており、女性の参画に対する期待は大きい。

（2）農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する法令等

377. 「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな基本計画が2005年3月に策定され、同年12月、「男女共同参画社会基本法」に基づく新たな基本計画が策定され、これらの基本計画において、女性の参画の促進に向けて今後推進していく具体的施策について明記された。

378. また、2002年3月に策定された水産基本法に基づく基本計画や、2001年10月に策定された森林・林業基本法に基づく基本計画においても女性の参画の推進について記述されており、これらの基本法に基づく基本計画に即して、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的に行われている。

379. このような取組を真に実のあるものとするために、2001年5月、農林水産省において副大臣を本部長とする「農林水産省男女共同参画推進本部」を設置し、毎年度活動計画を策定し、農林水産業に従事する女性との意見交換会や男女共同参画に関する表彰などを行っている。

（3）あらゆる場における意識と行動の変革

380. 男性を含めた家族及び地域社会での意識啓発等を促進するとともに、市町村等地域段階において、農協の理事における女性の割合等農山漁村における女性の参画目標の設定の一層の促進に向けて、2005年に指導通知を发出する等の取組を進めている。

381. 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の状況は統計資料45のとおりであり、女性の占める割合は低い水準にあるものの、近年増加傾向が見られる。

（4）女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

382. 農林漁業就業人口の大幅な減少が見込まれるなかで、農林水産業に携わる人材を幅広く育成するためにも、女性が意欲と能力を発揮し、地域の方針決定の場や、農林漁業経営等へ参画しやすい環境づくりが重要である。このため、女性に対する情報提供や地域における女性のネットワークの促進、育児用スペース等を備えた施設の整備等、魅力ある農山漁村の生活環境整備を進めている。

（5）農山漁村女性の経済的地位の向上

383. 2004年の意向調査によると、農業に従事している女性の9割以上が農業経営における報酬・給与を受け取りたいとしているが、2003年の調査によると、農業に従事して何らかの報酬を受け取っている女性は49.6%となっている。

384. また、家族の話合いをベースに給与や休日等の就業条件等を取り決める家族経営協定を締結した農家数は、年々増加しており、2005年には約3万2千戸となっている。

る。

(6) 女性の農業経営者としての位置付けの明確化

385. 近年、共同経営者として意志決定に参画する女性が増加している背景を踏まえ、2003年6月の認定農業者制度の運用改善により、共同経営者である夫婦が共同名義で、認定農業者になることが可能となった。また、2005年に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」や「男女共同参画基本計画（第2次）」において、女性の農業経営者としての位置付けの明確化を図る観点から、家族経営協定の締結の促進や女性認定農業者の拡大、経営の法人化の推進等が掲げられ、その取組が推進されている。

2. 農村女性の農村開発への参加と受益の確保

(1) 農業者年金

386. 2001年の農業者年金基金法の改正により、2002年から、農業に従事する国民年金第1号被保険者で60歳未満の者は、農地の権利名義を持たない女性も含め誰でも加入できるようになった。また、認定農業者等と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者及び後継者は政策支援対象者として国から保険料の助成が受けられることとなった。

387. この改正により、女性がより一層、年金を受給しやすくなったことのみならず、農業専従する女性を農業経営者の一員として認めるなど、女性の地位向上が図られた。農業者年金被保険者に占める女性の割合は、5.9%（2001年）から、7.6%（2004年）と増加しており、今後、農業者年金制度の一層の周知徹底を図っていくこととしている。

(2) 女性起業

388. 地域の農林水産物を利用した朝市や加工・販売といった起業活動は、年々増加し、2006年には9,050事例となった。女性起業の多くは、販売金額が300万円未満の小規模だが、販売金額が1,000万円以上の規模の経営も確実に増加しつつあり、女性の経済的地位の向上・経営の多角化・安定化のみならず、地域振興の牽引力となっている事例も増えている。

(3) 農林水産業の技術経営指導

389. 普及指導員は、普及指導センター等を拠点として、直接農林漁業者に接して、技術や経営などに関する相談、情報の提供、展示圃の設置・講習会の開催などの活動を総合的かつ体系的に行っている。

390. 女性に必要な技術、経営、資金などに関する情報の提供・相談、起業をめざす女性グループに対する幅広い情報の提供や技術・経営指導による支援、作業日誌、簿記などの記帳指導と記帳結果に基づく経営分析・診断、就業条件の改善への支援などを行っている。

(4) 女性に対する融資

391. 農村女性グループが安定的に経営を行えるように、経営管理等の情報の提供、農産物加工等の起業を支援する事業等を実施している。また、農業及び沿岸漁業の女性・高齢者グループの活動を支援するため、無利子の貸付けを行っている。このうち農業改良資

金では、2002年に女性起業向け優先枠の設定を行っている。

(5) 生活に関する総合的な普及指導

392. 我が国においては、生活に関する普及指導の分野については既にかんがりの成果がみられている。現在は、農業労働の改善、営農計画と生活設計の調和、地域の活性化等、より農林水産業経営と密着した生活問題や農山漁村地域全体の生活環境整備等の取組に重点を置いた普及指導を行っている。

第16条（婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃）

1. 家族に関する法律の整備

393. 世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻最低年齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正の是非と併せ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努めている。

2. 家庭内暴力

(1) 配偶者からの暴力

ア) 現状

394. 2005年中、夫から妻への暴力の検挙件数は、殺人が126件、傷害が1,264件、暴行が359件で、これらの合計は1,749件となっており、前年の1,554件に比べ12.5%増加した。

イ) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正

395. 2004年6月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）が改正された。主な改正点は、①「配偶者」の定義追加、②「暴力」の定義拡大、③保護命令制度の拡充、④被害者の自立支援に対する国及び地方公共団体等の責務の明確化、⑤職務関係者が被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することの明確化などである。

396. 本改正に基づき、「配偶者からの暴力」には、身体に対する暴力のほか、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含めるものとされた他、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力又は言動もこれに含まれるものとされた。また同年12月、同法に基づき、主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定した。この方針は、同法に規定する個々の事項ごとに、制度の概要と施策の実施に当たっての考え方を記述しており、都道府県が策定する基本計画の指針となるべきものである。

ウ) 配偶者暴力相談支援センター等

397. 全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づき、152か所（2006年5月1日現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されている。

398. また、婦人相談所（全国47か所）及び婦人相談員への来所による相談におい

て、「夫等の暴力」が21,125件と相談件数の28.9%を占め、相談主訴の第1位となっている(2005年度)。

399. 「配偶者暴力防止法」の施行に伴い、平日のみならず休日・夜間相談への対応、被害者の心のケア対策、職員に対する専門研修の実施など、婦人相談所の機能の強化を図るとともに、被害者に同伴児等がいる場合は、母子生活支援施設等への入所など、被害者の実情に応じた支援を行っている。また、被害者の保護の充実を図るため、2002年度から、社会福祉施設や一定の基準を満たす民間シェルターに一時保護を委託する制度を創設した。2004年度から実施している同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置については、全国8か所の婦人相談所の一時保護所において実施された。

エ) 職務関係者への研修

(i) 配偶者暴力相談支援センター相談員等に対する研修

400. 全国の配偶者暴力相談支援センター等の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象に、相談業務等の質を向上し、相談活動を支援するためのセミナーを2005年度に5回実施するとともに、配偶者暴力相談支援センター等に、専門的な知識や経験を有する者を派遣して助言や指導を行い相談業務の充実を支援する事業を2005年度に全国の34都道府県・4政令指定都市で実施した。また、「配偶者暴力防止法」の改正に伴い、研修教材を改訂し、外国人・障害者である被害者への配慮や被害者の自立支援策等を盛り込んだ。

(ii) 女性センター職員等への相談事業に係る研修

401. 相談担当職員の専門研修については、2004年度において、専門研修の位置付けで実施している県が44か所、婦人相談所研修として実施している県が3か所であった。研修の内容は、配偶者からの暴力に関する研修の他に、人身取引に関する研修、カウンセリングに関する研修も行われている。研修対象者には公的機関の他に民間団体等も含まれている。

オ) 配偶者からの暴力被害者支援情報の提供

402. 配偶者からの暴力の被害者が容易に相談でき、適切な支援が受けられるようにするための情報、また被害者支援に当たる職務関係者に役立つ法律・制度等に関する情報をインターネット等により提供している。

カ) 警察による取組

403. 改正「配偶者暴力防止法」に基づき、「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」を制定し、配偶者からの暴力による被害の発生を自ら防止するために必要な援助を実施している。

404. また、相談体制の充実のため、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察官による相談対応等被害者が相談しやすい環境の整備に努めている。さらに、加害者について、被害者の意思を踏まえ検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じている。被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置についての指導及び助言を行っている。

キ) 人権擁護機関による取組

405. 法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力を含む虐待をテーマとした啓発冊子を作成、配布しているほか、女性の人権の擁護を訴えるため、「女性の人権を守ろう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を中心に年間を通じて全国各地で、各種啓発活動を行っている。

406. また、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用相談電話により女性の人権に関するあらゆる相談に応じ、被害者の救済に取り組んでいる。

407. 加えて、2004年に配偶者暴力防止法が改正されたことに伴い、関係機関との連携を一層強化し、被害者の保護、救済に努めることとしている。

ク) 日本司法支援センターによる被害者対策関連業務

408. 第2条2(2)で記述した。

ケ) 家庭内暴力の被害者である外国人女性の在留資格に係る取扱い

409. 家庭内暴力を理由とする別居又は離婚の状況にある外国人女性から在留期間の更新や在留資格の変更等の申請がなされた場合においては、家庭内暴力被害の実態や、当該外国人女性が置かれている状況(子の養育状況、婚姻継続の意思、離婚調停の状況等)等を総合的に考慮して、人道面に十分配慮した適切な在留資格の判断を行っている。また、この種の事案への対応の際には、加害者である夫との確実な隔離など、被害者である外国人女性の安全及びプライバシーへの配慮にも慎重を期すよう努めている。

(2) 児童虐待の防止

ア) 児童虐待の防止等に関する法律の改正

410. 2004年4月には、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援の充実等を図るため、「児童虐待の防止等に関する一部を改正する法律」が成立、同年10月に施行された。主な改正事項として、①児童虐待の定義の見直し、②国及び地方公共団体の責務の改正、③児童虐待に係る通告義務の拡大、④警察署長に対する援助要請等、⑤面会・通信制限規定の整備、⑥児童虐待を受けた子ども等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援等に関する規定の整備が行われた。

411. なお、2004年度の児童相談所(全国182か所)における児童虐待相談処理件数は、33,408件であり、そのうち、性的虐待は1,048件と全体の3.1%を占めており、福祉、保健、医療、警察、教育等の関係機関の緊密な連携により適切な対応を図るべく、児童相談所の相談機能の強化、市町村等におけるネットワークの構築など施策の充実を図っている。

イ) 人権擁護機関による取組

412. 法務省の人権擁護機関では、虐待をテーマとした啓発冊子を作成して、全国の法務局・地方法務局、都道府県及び政令指定都市に配布するとともに、「子どもの人権を守ろう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を中心に年間を通じて全国各地で、各種啓発活動を行っている。

413. 人権相談所や「子どもの人権110番」という専用相談電話により児童の権利に関するあらゆる相談に応じ、被害者の救済に取り組んでいる。

414. また、児童の権利が侵害された旨の申し出がなされた場合等は、人権侵犯事件として所要の調査を行った後、事案に応じた様々な措置を講じて被害児童を救済するとともに、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして児童に対する権利の侵害の再発防止に努めている。また、児童虐待防止を目的とする市町村地域ネットワーク等との連携を深め、より実効的な救済を図っている。

415. さらに、2004年度から毎年11月が「児童虐待防止月間」とされたことを受け、この期間中に「子どもの人権専門委員全国会議」を開催し、児童虐待防止のための取組強化を図っている。

ウ) 被害児童の保護

416. 警察では、児童虐待を少年保護対策の重要課題の一つとして位置付け、取組を強化している。具体的には、2004年4月、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことを踏まえて、①児童虐待事案の早期発見と迅速かつ確実な通告、②児童相談所長等からの警察署長に対する援助要請に対する適切な対応、③児童の支援と適切な事件化、④体制の充実強化と児童相談所等の関係機関等との連携の強化、⑤職員に対する指導、教養の徹底等に留意し、適切な対応に努めている。

417. また、警察では、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を保護するために、地方公共団体が設置できる「要保護児童対策地域協議会」への参画に努めている。

418. さらに、2005年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」に従い、警察では、児童虐待の被害児童の保護に関する関係機関との連携の充実や、警察職員に対する児童虐待の発見に資する指導・教育、児童虐待の特性等に関する知識・技能の向上に努めていくこととしている。

エ) 児童虐待への適切な対応に係る教育関係者への周知等について

419. 児童虐待については、従前から都道府県等を通じて、養護教諭を始めとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について繰り返し周知を行ってきた。

また、2004年4月に改正された「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の主要な点等の周知を行っている。

420. さらに、国において国内・海外の先進的取組等を収集・分析することなどにより、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るための調査研究を2005年度より実施し、報告書を取りまとめた。

(3) 女兒の権利に対する差別・人権侵害

ア) 人権擁護機関による取組

421. 「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権課題の一つとして子どもの

人権に関する問題が掲げられており、法務省の人権擁護機関では、女兒を含む子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して「子どもの人権を守ろう」を人権週間の強調事項として掲げ人権週間を中心に年間を通じて全国各地で各種啓発活動を行っている。

422. また、法務省の人権擁護機関では、上述の人権相談所や「子どもの人権110番」という専用相談電話を通じ、女兒に対する差別等の人権侵害に関する相談を受け付けている。

423. 2004年4月、迅速・柔軟・適正な調査救済活動を目的として、人権侵犯事件調査処理規程を全面的に改正した。所要の調査を行った後、事案に応じた様々な措置を講じて被害女兒を救済するとともに、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして女兒に対する権利の侵害の再発防止に努めている。なお、相談の内容に鑑みて相当と認めるときは、被害女兒及び保護者等に対し、関係行政機関等への紹介や法律上の助言等の援助を行っている。